

神都名勝誌

卷六

ル 4
1161
7





門九
卷/1161
7

景之洲
細細舒朗
布和氣之

明治廿八年

花店義賢題



神都名勝誌卷之六

目錄

- | | | | |
|--------------------------|--------|----------------------------|---------|
| 城田村 <small>并羯鼓踊圖</small> | 川端 | 上地 | 中須 |
| 下外城田村 | 栗野 | 晝田 | 岩出 |
| 山岡 | 小社曾禰 | 小社神社 | 祭主故墟 |
| 宮古 | 奈良波良神社 | 廣泰寺 | 内城田村 |
| 葛原 | 玉泉院 | 棚橋 | 祭主故墟 |
| 牧戸 | 小富士山 | 久具 | 久具都比賣神社 |
| 田丸町 | 佐田 | 淺間社 | 三橋 |
| 狹田國生神社 | 田丸 | 田丸城趾 <small>并同城鏡張圖</small> | 西光寺 |
| 參宮鐵道田丸停車場 | 田丸町元標 | 田邊 | 棒原神社 |
| 坂手國生神社 | 田上神田 | 荒木田二門氏神社舊趾 | |

潮尾崎池	有田村	湯田	湯田神社
湯田野	千引岩	大佛山	忌楯小野
宇久留	井倉	岡村	東外城田村
勝田	鴨下神社	野篠	祭主故墟
田宮寺	田宮寺舊趾	山神	鴨神社
城趾	積良	津布良神社	山宮神事場
矢野	田乃家神社	蚊野	蚊野神社
同御前神社	東原	朽羅神社	國東寺
百瀬瀑	國東河内池	西外城田村	野中
とちが池	檜皮池	矢田	森庄
相鹿木多御神社	土羽	御船神社	笠木 <small>并倭姫命服御笠圖</small>
相鹿瀨	逢鹿瀨寺舊趾	中川村	麻加江

長原	長命寺	注連指	四十八瀑
佐奈村	油夫	火地神社	西山
仁田	佐奈神社	二井	五桂
五桂池	平谷	須麻漏賣神社	前村
神坂	金剛座寺	長谷	近長谷寺 <small>并古文書</small>
相可村	相可	伊蘇上神社	相鹿上神社
千鳥瀨	相鹿牟山神社	磯部寺舊趾	涵翠池
相可村元標	荒蒔	兄國	伊呂上神社
池上	朝長	河田	古墳
倉古池	津田村	四匹田	東池
子得岩	三匹田	樋口谷池	井内林
林神社	月本池	牧村	牧城趾

津留	丹生村	丹生八景	丹生神社
丹生中神社	白玉椿	神宮寺	丹生神社 <small>并圖及額面</small>
鹽加伎場	鹽垣神社	丹坑 <small>并水銀垣及手搦圖</small>	丹生曆 <small>并古文書</small>
丹生村元標	五ヶ谷村	古江	五箇篠山城趾
波多瀨	波多瀨岩趾	朝柄	產物烟草
車川	川添村	產物茶乾柿	栃原
生頭谷	建日別神社	新田	柳原
千福寺	八柱神社	濁川	神瀨
下楠	上楠	楠神社	粟生
八柱神社	高奈	奈良井城趾	八柱神社
愛宕神社	稱名院	七保村	七箇御園
野原	白瀑	白馬瀑	野添

打見	三瀨谷村	下三瀨	三瀨川
三瀨城趾	上三瀨	三瀨御所舊趾 <small>并北畠具教遺書圖</small>	
永徳寺	古墳	菅合	泉瀑
桐木瀑	西瀑	木瀑	大瀑
萩原村	江馬	繪馬岩趾	天ヶ瀨
栗谷	岩趾	大陽寺	八幡瀑
天狗瀑	赤瀑	領内村	明豆
岩趾	御棟	權上瀑	三瀑
八知山瀑	不動瀑	不動瀑	不動瀑
岩趾	大杉谷村	檜原	久豆
口定明神	涼石岩窟	三瀑	夫婦瀑
龍ヶ谷瀑	大杉	大杉 <small>并圖</small>	奥定明神

中定明神	七竈瀑	光瀑	不動瀑
千尋瀑	美濃瀑	西瀑	登飛瀑
釜瀑	飛瀑	嘉茂助瀑	巴瀑
瀧原村	三瀨川	多岐原神社	三瀨峠
船木 <small>并渡船場圖</small>	櫻鼻	野後	瀧原宮 <small>并圖</small>
同竝宮	河島神社	若宮神社	長由介神社
宿衛屋	御倉	忌火屋殿	參集所
御橋	手水場	岩龍神社	頓登橋
石籠橋	龍原院	鑛泉	長者野
金塚	御調瀑 <small>并圖</small>	阿曾	城趾
阿曾鑛泉	鹽宮	大内山川	小河橋
柏崎村	柏野	崎村	崎城趾

大内山村	潮井	大内山城趾	一之瀨村
一之瀨御所舊趾 <small>并北畠信雄書翰</small>	鸚鵡石	川上	處女岩
南中	御山	脇出	脇出砦趾
和井野	駒ヶ野	一之瀨川	柳村
小川鄉村	神茵	小川	川口
沼木村	横輪川	圓座	上野
横輪	園相神社	飛瀑	宮本村
津村	御船向田國	目互野	圓山
佐八	若宮八幡宮	前山	穗原村
始神	八柱神社	押淵	齋田
大歲社	穗原村元標	伊勢路	八柱神社
津島神社	内瀨	村島神社	

龍神社	南海村	迫間	礫
相賀	中島村	大江	道方 <small>并能見坂眺望圖</small>
阿湍淵御瀑	大方	八幡神社	道行
阿曾	八柱神社	鷓倉神戶大歲社	鷓倉村
慥柄	慥柄神戶社	鷓棕嵩	贄浦
蝙蝠窟	最明寺	東宮	東宮神社
河村瑞賢故墟	吉津村	河内	僊宮神社
東禪仙官院舊趾	立崎	村山	神崎
神崎灣	定鼻	島津村	方座
小方	古和	棚橋	新桑
五箇所村	船越	土宮神社	中津濱
五箇所	五箇所城趾	獅子島	御所島

切原	白瀑	飯盛寺	神原村
泉村	神津佐	磯部村 <small>并古文書</small>	伊雜村
粟島	迫間	上之郷	磯部村元標
伊雜宮 <small>并圖</small>	宿衛屋	御倉	忌火屋殿
參集所	手水場	伊射波神社	大楠
佐美長神社 <small>并圖</small>	御供田	千田池	國崎神戶 <small>并古文書</small>
鷓鷁石 <small>并圖</small>	獅子岩	甌石	鼎石
家立茶屋	水穴 <small>并圖</small>	風穴	猿田彦森
逢坂峠	彦瀑	一之瀨	

城田村

度會郡に属せり。本村も、大字
上地、中須、川端の總稱あり。

太神宮諸雜事記

天平廿年子任ス官司。從五位下津島朝臣小松件、小松以去シ十

五年正月廿三日度會郡城田郷字石鴨村新築固池一處既

畢ニ依リ件成功叙ス從五位下之後拜任官司也。

川端

官川の西岸あり。宇治山田町は通ふ渡口あり。柳の渡と云
ふ。大和紀伊等の國より我が神宮に參詣する街道あり。

舊蹟聞書

今の川俣村古き柳多く有る所にて、柳の間は四五家散在せり。
漸くは中須村より出で、町の如くふ成りたり。六七十年まで、大
きある柳樹の陰に茶屋あり。老女有り。柳茶屋のおろくとて、遠
方の人も聞き習ひて、此を稱す。故に、此の渡場を、柳の渡といへ
る。彼の老女の茶店は地も、今の町東西に中央に當るあり。

上地

川端より續ける街道あり。上地は、宇羽世の轉
訛したるおぼべし。古は、湯田郷に属せり。

光明寺所藏文書

定承作讓渡進名畠新立卷文事

羯鼓踊之圖 土俗、かんこ踊といふ。

城田郷の各村に、古くより、かんこをどりと唱へ、陰曆七月中舞蹈
 する祭事あり。其の姿ハ、白黒段染の筒袖を著け、白木綿を腹小
 巻き、脚半手甲を穿ち、腰蓑菅製すをつけ、頭まハ、白馬の尾を製し
 たる鬘を被り、胸に、羯鼓を懸けたり。當夜、號鐘を相圖ま、百
 人餘、一様の行粧をて、廣庭に、圓形をおて集ひ、音頭に伴
 ひて、舞蹈をおす。其の、羯鼓を打ちつゝ踊るさま、いと古
 雅まりて、手足姿勢の整へるさま、實に壯觀あり。



合五杖者 但鹿園寺御領也

在度會郡湯田郷宇羽西村字上野島者

四至限東大道限北南大道限西同地破具北同地破具

直錢壹貫六百文請納了

右件名島者自父掃守吉光御手處分給天知行處仁更無他
妨而今依有直急用定永財所沽渡於物部俊弘如件仍為後
代讓狀以辭

弘安八年四月四日

名主掃守市若丸 花押

二男掃守龜王丸 花押

三男同 熊若丸

中須 川端の南よりあり。舊中洲と書けり。古宮川の清流上地と川端
とけ間を通ぜし時此の處中洲あり故に此の稱ありとぞ。

下外城田村 本村大字宮古岡出富岡小社曾禰
栗野山岡中角岩出畫田の總稱あり。

栗野

中須の西よりあり。内宮祓宜轉補次第記に至徳年間在職の一祓宜荒木田
神主經直以下三代を栗野の長官と記せり。此の地は住居せしるべし。

光明寺所藏文書 定永財沽渡進島地新立券文事

合壹段者

在度會郡湯田郷下栗野村内字浦之前付東

四至本分面具也

直參貫五百文請納了

右件島地者以去文永三年九月五日自故親父□□□賜
處分之後進退領知之處取無他妨爰依有直急用定永財
相副次第手繼文等沽渡於飯高氏子也仍為後代新立券
文以辭

建治元年五月廿九日

領主坂合部末村 花押

畫田

栗野の南にあり。宮川の沿岸あり。此の地は水田は多く
蛭を生ず。故に元々蛭田と書けり。舊記にハ、蒜田ともあり。

神領目録
畫田御厨 同書 蒜田御牧

岩出 畫田の西南にあり。岩出祭主第宅の舊。此及岩出寺等の事、第二卷に出せり。

山岡 岩出の北にあり。北畠國司の臣山岡。黨池上、後守の、菅を築きし所あり。

小社曾禰 山岡の北にあり。元々二村。ありしを、近年合併せり。

太神宮諸雜事記、長曆四年七月廿六日洪水の時、大宮司兼任朝臣、此の所より、小船に乗じ、北御門に着せし由見えたり。

小社神社 同所、坐せり。皇大。皇太神宮儀式帳。

小社神社 大水上、兒高水。上、命形石坐。是久年中行事。

四月初申日、氏神參。中。小社、湯田野社參祭也。

祭主故墟 同所、ありきとぞ。其の地、今詳ならず。太神宮例文に、延久三年、在職の祭主、大中臣朝臣輔經を、小社と号せし由見えたり。この地に住居せられしありべし。

宮古 小社曾禰の西南にあり。舊記に、宮子と書ける。

神領目録
宮古御園

奈良波良神社 同所、坐せり。土俗、屋久良止。と云ふ。皇太神宮の攝社あり。

皇太神宮儀式帳
檜原神社一處

稱大水、上兒那良原比女、命形石坐。同内親王定祝。

正殿一宇 長六尺、廣四尺、高七尺。玉垣一重。四方各二丈。坐地五町、四至並大。

奈良波良社 在同郷宮子村前社。

神照山廣泰寺 同所、あり。當國曹洞宗の總録寺あり。

内城田村 本村、大宇、葛原、大野木、棚橋、牧戸、平生、大久保、立。同、鮎川、當津、田間、上久具、下久具等の總林なり。

葛原 宮古の南にあり。古も、沼木郷に屬したりき。

神領目録
葛原御園、上分麥六斗。

龍寶山玉泉院 同所、あり。曹洞宗あり。

棚橋 葛原の西南に當りて、宮川に沿へり。古も、沼木郷に屬したりき。久具、通入渡船場あり。また、岩坂といふ坂路あり。

祭主故墟

同所よりありきとぞ。其の地、今詳ならず。太神宮例文より、永十一年還補の祭主、大中臣朝臣隆蔭を、棚橋と号せし由見えたり。此の地も住居せらるるべし。

牧戸

棚橋の西にあり。北畠國司の臣牧戸某此、砦を築きし所なりといふ。

小富士山

同所よりあり。浅間山ともいふ。形、富士山に似たるを以て、土俗、伊勢富士とも稱す。絶頂に、木花咲耶姫命を祀れり。

久具

宮川を隔て、牧戸の南あり。上下に分れたり。

久具御厨

久具都比賣神社

上久具に坐せり。皇大神宮の攝社なり。

倭姫命、大御神を奉戴して、一之瀬谷、和比野より、駒ヶ野、小川谷を経て、此の所より出させ給ひし時、久具都比賣古参り相ひて、國名を答へ奉りき。よりにて、皇女、久具社を定め給ひきとぞ。

從其處、幸行余、久具都比賣古参相支、汝國名何問給支、白久

皇大神宮儀式版

久具社一處

稱、大水上神、御子久具都比賣命、又、久具都比賣古、形石坐

同内親
王定祝

正殿三宇、長四尺、廣三尺、高六尺、五垣一重、四方各二丈、坐地九段、四至、東

北、大川、南、島

延喜式大神宮所攝廿四座

神名祕書

久具都比賣社

久具都比賣社

大水上神、御子、前社、在、城、田、郷、久具社

田丸町

本町に、大字、田丸、佐田、下田邊、上田邊の総称あり。

佐田

上地より續ける街道あり。田丸と接續せり。三橋といふ属邑あり。

神領目録

佐田御園、二斗、菓子三籠

浅間社

新田町に坐せり。

三橋

新田町と萱町との間み架せり。

神鳳抄
三橋御園

狹田國生神社 萱町の道に左側より坐せ
皇大神宮の攝社あり。

倭姫命、宇久留より、小川を泝り給ひし時、速河比古、参り相ひて、國の名を、畔廣之狹田國と答へ奉り、佐々上神田進りし由、太神宮本記に見えたり。今小外城田川の南岸に、サ、ガミと字せる耕地ありとぞ。

太神宮本記

從其處、幸行、速河比古、參相文、汝國名何問、給白久、畔廣之狹

田國、止白天、佐々上神田進文、其處、速河狹田社定給文、

皇大神宮儀式帳

狹田神社一處

稱、須麻留女神兒、速川比古、速川比女、山末御五三柱、形無

同内親
王定祝

正殿一宇、長六尺、廣四尺、高七尺、玉垣一重、四方各二丈、坐地一町五段、四至

東南、百姓地、西北、公田、

延喜式太神宮所攝廿四座

狹田國生社

神名祕書

狹田國生社、須麻留女神子、速川彦、速川比女、山末御五三柱、在前社坐湯田、御佐田村。

田丸 佐田は續ける街道あり。

此の地、維新まで、和歌山城、主徳川家の領地として、城守ハ、久野其なりき。坊巷、數町に分れ、戸數、三百餘あり。大和の長谷、大峯山、并紀伊の熊野等に通ずる街道あるを以て、旅館、娼樓、茶店多し。坊間に、宇治山田警察署出張所、山田區裁判所出張所、田丸尋常小學校、神宮教會所等あり。

神鳳抄

玉丸御園

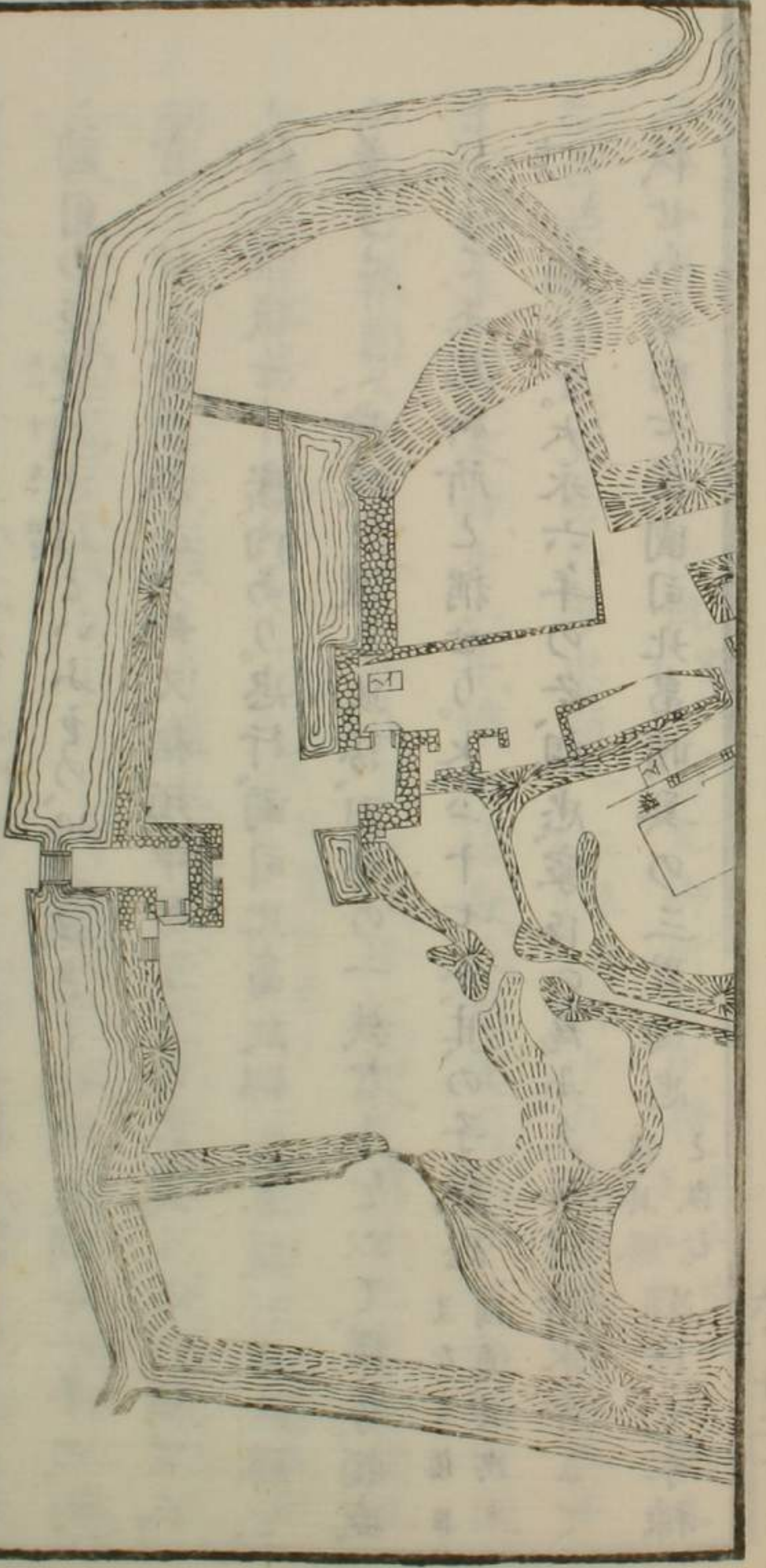
神領目錄

玉丸御園

田丸城趾 同所字城山あり。

魚見宏徳寺記、曆應元年七月晦日、玉丸城、單勢等寄、兼宮田村

田丸城寶曆年間之圖 中村寬夫所載 縮寫



				凡例
橋	石垣	池溝	土手芝生	

とあり。又、南方紀傳、櫻雲記等も、興國三年八月廿八日、宮方ハ勢
州田丸城ニタテ籠ル。高土佐、守師秋、コレヲ攻メ落スト見えた
也。されど、本城は、延元以前も、南朝方にて築きしものあるべし。
其の後、七十餘年の間も、何人の占據せしもの、分明ならず。應永の
頃も、已に、北畠國司ニ屬したる由、南方紀傳も見えたり。北畠
國司の臣、愛州忠行あいすたいゆきといふもの、此も據るにや。文明十一年の、内
宮引付も、愛州彈正少弼、又、相須中務などの名義にて、一稱宜氏
經と往復せし案内あり。忠行、國司北畠政郷の妾腹ハ男政勝を、
養子として、當城を讓る。政勝、國司の一族なるを以て、權勢頗盛
にして、玉丸御所と稱せり。永正十七年、其の子親忠またを頼房
ひき。嗣げ也。大永六年の冬、親忠、家臣の爲小、久具村清水寺にて
弒せらる。同七年、國司北畠晴具の三男國忠後、具勝と改む。嗣げり。永祿

八年十月、北畠家臣大概書名、田丸御所右少將正五位、一萬五千石と見え
たり。元龜二年、具勝の男忠顯一も直息とあり。嗣げり。其の後、天正三年
まで、城主たり。永祿十二年、織田信長、北畠國司父子を、大河内城
に攻む。城固くして落ちざりしをば、終に、和を講じ、二男茶筍丸
を、國司長房の養子とし、信雄具豐、信意と名づけてと名づけて、北畠氏を
嗣がしめ、當城を、忠顯より領取し、天正三年、本所と定めたり。天
正八年、本城、田祿も罹りしを、信雄、松島城に移りぬ。同十二年、
豊臣秀吉より、多氣度會の地を、蒲生氏郷に賜ふ。時、忠顯も、氏
郷と、所縁あるを以て、其也旗下に屬し、再、田丸の城主となさる。
天正十八年、氏郷、封を、會津に移さる。時、忠顯も、奥州須川城に
轉せり。依りて、牧村利貞、服部壽安、岡本良勝三人の支配となり
き。慶長の初年より、木下重吉、之を領り、同五年より、廿年までは、

岩出城主稻葉道通之を成さり。元和元年、藤堂高虎、大坂の戦功により、田丸付よて、五万石を領せり。同五年八月、徳川頼宣、和歌山入城の後、大和山城の領知と交換して、此の五万石を取り、其の臣久野宗成をして、城宰たら志め、あり。爾来、代々相承けて、之よ居べき。維新の後、陸軍省此所管となれり。

蓮池山西光寺 同所あり。浄土宗あり。庭内、稲葉道通の墳あり。

參宮鐵道田丸停車場 同所大得寺の南あり。

田丸町元標

三重縣廳へ 九里拾八町、 度會郡役所へ 貳里拾九町、

第三師團へ 貳拾九里五拾貳町、 豐橋衛戍へ 四拾五里、

金澤衛戍へ 八拾貳里、 宇治山田警察署へ 貳里拾九町、

田邊 田丸の西に在り。上下二村に分れたり。土俗、たぬいと称せり。古の田邊郷の本邑なり。

棒原神社 皇大神宮儀式帳

棒原神社一處

稱天須婆留女命、御玉形無 奈良朝延、御代定祝

正殿二宇 長各六尺、廣各四尺、高七尺、廣各 玉垣一重 四方各三文、 坐地三町、四至

東南、松原、西、澤岡、北、道公田、延喜式大神宮所攝廿四座

棒原社 社記 棒原社 在田邊郷前社

棒原社 天須婆留女命、御玉也、前社、在田邊郷

坂手國生神社 坐せり。皇大神宮の攝社あり。

倭姫命巡行し給ひし時、高水神参り相ひて、國の名を答へ奉り、

田上の御田を進りき。よりて、皇女、此の社を定め給ひきとぞ。

從其處幸行、高水神參相支、汝國名何問給、白久、岳高田深

坂手國止、白豆田上御田進支、其處、坂手社定給支。

太神宮本記

坂手神社一處

稱大水上兒高水上形石坐同内親

正殿一宇長五尺、廣三尺三寸、高四尺二寸 玉垣一重四方各二丈八尺 坐地五町

四至東、林、南、道、西、北、林、北、公、田

延喜式大神宮所攝廿四座

坂手國生社在田邊郷

神鳳抄

坂手御厨

田上神田下田邊の南小あり。土俗、みかうだと稱せり。古來、皇大神宮の御供田あり。が、維新の際、上地せしめられたり。

建久年中行事正月六日御稻奉下條

但御節供之時、御稻者、御神酒料也、於御餅料米者、為田邊御神田、作丁沙汰、以彼稻所奉春也

荒木田二門氏神社舊趾坂手國生神社の南、宇辻の長あり。

建久年中行事、四月初申氏神祭の條、荒木田、二門、田邊、本社、祭と見えたり。此の地、即、二門氏人、其祖神を祀りて、例年神

祭を行ひし所あり。文明年中、北畠國司の神領を侵畧せし頃、

且、社殿も廢まされ、祭事も、皇大神宮北城内にて行われ、多りとぞ。按むるに、荒木田神主の曩祖天見通命三世の孫、大貫連伊

己呂比命の子大阿礼命、其姉姉大宇祢奈と共に、大和國宇陀の秋宮より、大御神の御供仕へ奉りて、此の坂手國小移り住めり。

子孫最上に至りて、田上の神田三千代を開墾せしむば、其の功勞に依りて、荒木田の姓を賜りし由、延喜年中の譜圖帳に見え

たり。これより、荒木田神主と稱せり。後、荒木田は三字を脱漏せしむ、元慶三年五月、氏人等官に訴へて、舊の如く之に改加へし

也。其の後、一揆次第、小蕃息して、数十家に分ち、祢宜内人、物忌等に補任せられたり。今猶、系統連綿たり。

大神宮祢宜譜圖帳
最上、波、己、利、志、我、高、穴、穗、朝、廷、御、世、禰、宜、

此、時依、勞功、荒木田、姓、賜、岐、其、故者、太神乃朝、御饌、夕、御饌、料、三千代、御田、治、開、供、奉、岐、因、茲、賜、姓、也。

三代實錄元慶三年五月廿三日條

伊勢、國、度會、郡、太神宮、氏、人、神主、姓、荒木田、三字、太神宮、氏、人、有、三、神主、姓、荒木田、神主、根木、神主、度會、神主、是也、自進、大肆、荒木田、神主、首麻呂、以後、脫、漏、荒木田、三字、今、首麻呂、裔、孫、向、官、披、訴、故、因、舊、加、之。

朝尾崎池

上田邊字朝尾崎あり。面積、二万七千五百九十九坪。長、約、九、百、五、十、五、町、歩、の、灌、漑、は、供、せ、り。因、云、ふ、多、氣、度、會、の、兩、郡、交、牙、の、地、は、池、溝、頗、多、し。左、に、掲、げ、る、類、聚、三、代、格、は、見、え、た、る、以、何、處、の、地、あ、る、可、詳、なら、ざ、れ、ど、も、是、等、の、内、な、る、べ、し。

類聚三代格弘仁八年十二月廿五日、官符

一應、修理、溝池、十九處、

- 多氣、郡、九處、溝、五處、池、四處、
- 度會、郡、十處、溝、六處、池、四處、

右、同、前、解、備、案、太、政、官、去、延、曆、十、九、年、九、月、十、六、日、符、備、被、右、大、臣、宣、備、奉、勅、富、國、安、民、事、歸、良、田、々、之、開、實、存、溝、池、如、聞、諸、國、溝、池、多、有、不、修、田、疇、荒、廢、職、此、之、由、宜、改、既、往、急、成、將、來、勤、特、立、條、例、以、懲、違、犯、者、國、宜、承、知、存、情、修、理、自、今、以、後、惣、計、池、堰、戴、朝、集、帳、每、年、申、官、交、替、國、司、據、帳、檢、實、如、有、闕、怠、仍、停、解、由、者、夫、修、理、溝、池、者、必、用、民、徭、而、國、司、不、役、神、郡、亦、不、行、刑、罰、無、便、之、狀、一、同、神、社、之、條、者、

有田村

本村、大字、湯田、新村、井倉、長夏、中樂、久保、妙法、寺、岡、村、谷、村、門、前、坂、本、玉、川、世、古、の、總、林、あり。

湯田

田、丸、の、東、北、は、あり、古、の、湯、田、郷、の、木、邑、あり。

湯田神社

同、所、に、坐、せ、り。皇、大、神、宮、の、攝、社、あり。

皇太神宮儀式帳
湯田社一處

稱、鳴震電、又太歲御祖命、形無同御宇

正殿二區、長各四尺五寸、廣四尺、高三尺、玉垣一重、長三丈五尺、高七尺、御門一間、高

八尺、廣坐地二町五段、四至、東南、川、西、北、公田

延喜式太神宮所攝千四屋 社記
湯田社、在湯田村

湯田社、鳴震雷、又大歲御祖命、在湯田鄉

湯田野、小俣離宮院舊趾の北より、久保、湯田に至る郊原をいふ

合

一野島四段、内一段、在度會郡湯田、郷湯田野、但小俣前司

殿沾地也

四至、限、東、濱道、限、南、同地破目、限、西、同地破目、限、北、同地破目

右件田島等、隨有員男子等所處分給充也、各口爭論可

知行之狀如件、但件地等、雖男女子等、處分渡、後家命之間、可進退之狀如件、以辭

承久二年九月七日

親父物部、貞弘、花押

親母度會、氏子、花押

嫡子物部、弘房、花押

○次男以下四名の連署之を畧す

家集

君のため湯田野をわけていろひつちの石を誰あふき

俊頼

此の歌、伊勢の齋宮に侍りける頃、いなりなとりの石合といふことをせさせたまひけるに、ちひさ記さういを、十つくりて、いりのねをきさきて、ひとらば、かき侍りけりと云ふ

千引岩、湯田野あり。一丈許もある大石あり。周圍に、玉垣を繞らし、鳥居を建てたり。俊頼の歌より、假設せしものよや。其の

由緒を知らず。婦人、及小兒の病を祈るに、靈驗ありといふ

大佛山、同所の中央にある岡阜あり。天平神護二年九月、丈六の佛像を鑄造せし所なりといへども、覺束なし

忌楯小野 野依の小川より流りて、此の邊なる寒川筋に至る沿岸ありむ。

倭姫命、伊蘇宮に坐し、まゝ一時、遙く南の山末を見給ひ、よき宮所あらむと思へて、先、大若子命を遣はしたり。かくて、皇女ハ、小舟にて以てまさむとて、忌楯鉾など種々の神寶を、奉の御船に留め置き給ひき。よりて、其の處を、忌楯小野と稱けり。

太神宮本記

于時、倭比賣命詔久、南山末見給波、吉宮處可有見。詔天、御宮處覓余、大若子命乎遣支、倭比賣命波、皇大神乎奉戴。天、小船余乗給、御船仁雜神財並忌楯梓等乎留置。天、從小河幸行支、○中其忌楯梓種々神寶物留置所名波、忌楯小野止号支。

宇久留 大佛山の東を流る、寒川の東岸よ、オコリと字せる田圃あり。此の所あらむ。

倭姫命、小舟ふて、此の所まで出でさせ給ひ、一時、御船後まゝ

名つけらむたりとぞ。
と白き。因て、かく

太神宮本記

其河 余志 御船後立支、余時驛使等、御船宇久留止白支、其處乎宇久留止号支。

井倉 湯田の西よあり。舊記よも、飯倉と書けり。

神風抄

飯倉御園 神領目録 飯倉御園、十二月、一斗五升、

岡村 湯田の西あり。

神風抄

岡依御園

東外城田村 本村、大字東原、蚊野、野篠、矢野、積良、山神、田官寺、勝田の総称あり。

勝田 田凡の西南ふあり。舊記よも、符田、或は荷田とも書けり。散樂師勝田、其二見郷通村に移らざり、以前ハ、此の所に住居したりとぞ。

光明寺所載文書

定、永財、沽渡、所領、治田立券文事、

合壹段者、

在狩田村十三條七市九里十二坪從北二段長
直八大絹壹匹米壹石請納

右件治田故舅權追捕使私章博九代之所領也而代々相承之間敢無他妨爰依有急用永所沽渡於内人坂上吉永如件但至于文書者依有殘地等不相副後日案文可相副仍為後代立券文以辭

又壽元年十二月廿七日

沙彌花押

瀧原宮宮掌内人花押

并子相知橘いぬ

件治田内半二女子雖令處分返收沽却了至于直者渡二女子了

沙彌花押

氏經神事記嘉吉二年九月條

十五日懸力稻役田大畧在荷田當年國方神郡被發向

鴨下神社 同所坐せり皇大

皇大神宮儀式帳 鴨下神社一處 大水上兒石己呂和居 鴨比古鴨比賣命形無

右神社太神宮司造奉而祝無

野篠 勝田の西にあは熊野街道あり建久年中行事よ神宮幣馬の菊を此の所より調進せし由見えたり

祭主故墟 同所にあり其の地今詳あらず太神宮例文に治暦四年在職の祭主大中臣元範を野篠と號せし由見えたり此

の所居住せしふるべし

田宮寺 野篠の南あり

富向山田宮寺舊趾 同所あり真言宗の古刹ありき

傳へ云ふ聖武天皇の勅願ふよりて神龜二年九月僧行基之を草創せりと神護景雲年中焼失して長く中絶せしを長徳年中一禰宜荒木田神主氏長再興志たる由内宮引付に見ゆ維新の後廢邑たり或も云ふ此の地も田乃家神社の舊地ならむ

山神 田宮寺の西南あり。鴨神社よりて
名づけし。舊記に、山上と記せり。
鴨神社 同所より、坂路十六町を登る。山の巔に坐せり。皇大神宮
の攝社あり。社殿の東に、岩窟あり。發稅の口を開ける。如
し。奔泉、其中より涌
出せり。實に奇觀あり。
皇大神宮儀式帳
鴨神一處

稱、大水、上兒石己呂和居命、形石坐、同内親
正殿二區、長各一丈、廣五垣二重、長九丈、王定祝
坐地五町、四至、東南、西山、北、公田、

延喜式太神宮所攝社座
鴨社 社記
鴨社 在城田、郷山上、村前
社在、同所、狩田、村、
神名祕書
鴨社 大水神、兒前社、在城田、郷
山上、村、在、同郷、狩田、村、
内宮遷宮記

文永四年三月七日、鴨社御遷宮也。周防國沙汰、

城趾 同所あり。天文年中、北畠國司の
臣池山伊賀守の占據せし所あり。
積良 山神の西あり。舊記
に、津布良と書けり。

積良御牧

津布良神社 同所に坐せり。皇太
神宮の末社あり。

皇大神宮儀式帳
津布良神社 大水神、兒津布良比古、
津布良比賣命、形無、

山宮神事場 同所あり。荒木田の氏人、
祖先の祭を行ひし所あり。

此の地を、荒木田氏祖先の墳墓あり。一門の始祖、祿宜佐保麻呂、大寶元年在職
は、推尾谷二箇所、二門の始祖、祿宜田長和、銅二年在職、東谷、中谷、西谷の三
箇所まで、毎年三月初此卯の日、氏人山宮祭を行ひし由、建久
年中行事に見えたり。其の後、兵亂相續き、祭祀中絶せり。何の頃
より、宇治の小谷といへる所、勸請してより、近年まで、連綿と
して血食せり。第五卷小谷の
所参照すべし。

因ふ云ふ。此の地をつぶらと云へるも、倭名鈔に、培塿を、豆牟
禮と訓み、儀式帳の忌詞に、墓を、土村と云ひ、太神宮本記に、圓

有^ハ小山^ノ支^ツ其處^ニ乎^レ都^レ不^レ良^ク止^ム号^支ともあり土を丸く積み
て築きたる墳墓^ニ即^チ此^ノ多^ク村^ニなるが故^ニなるべし。
建久年中行事山宮祭修

除^キ當^レ番^ノ禰^宜之外^ニ正^權任^參向^供奉^ニ二門^氏人^者城^田郷^内
字^津不^良谷^祭谷^三ヶ所^也官^首替^東谷^祭其^外中^西谷^打
替^打替^各年^祭也^無社^只地^上石^居置^其上^祭也^三ヶ年^間
无^氏人^之闕^於一^谷祭^之時^稱官^立殊^勝祭^也其^後以^博士^令
申^詔乃^也

矢野^積良^ノ東^北あり^西宮^林宜^轉補^次第^記も承^曆二^年在^職の
一^林宜^荒木^田神^主氏^範を^矢乃^長官^と稱^する^由見^えたり^此
の地^は住^居せ^し
ふるべし

田乃家神社^同所^に坐^せり^皇太^神
皇^太神^宮儀^式帳^神宮^の攝^社あり

田邊神社一處

稱^太神^御滄^川神^形鏡^坐大^長谷^天皇^御宇^定祝^也

正殿一區^長一丈^廣九尺^高五尺^御床^一具^長四丈^高五尺^前社^二宇^廣三尺^六寸^御門^一間^長四尺^廣七尺^玉垣^二重^長八尺^坐地^一町^九段^三百^四十^步四^至
東^限五^百木^部淨^人家^并小^道南^限道^西北^限公^田

延喜式太神宮所攝社並座
社記
田乃家社^在同^郷矢^野村^前社
田邊社^太神^御滄^川神^前社
神^名祕^書

蚊野^矢野^の北^にあり^魚野^街道^かり^此の^地松^林
數^十町^小且^色也^土俗^蚊野^の松^原とい^ふ

蚊野神社^同所^道より^北數^町坐^せ

同御前神社^皇太^神宮^の攝^社あり^殿舎^中絶^てより^蚊野^神社^の同^殿坐^せり

蚊野社一處

稱^太神^御滄^川神^形鏡^坐大^長谷^天皇^御宇^定祝^也
正殿一宇^長一丈^廣九尺^高五尺^御床^一具^長四尺^廣二尺^瑞垣^一重^長三丈^御門^一間^長八尺^廣四尺^玉垣^一重^長三丈^前殿^一
高^七尺^御門^一間^長八尺^廣四尺^玉垣^一重^高七尺^前殿^一

宇、長三尺五寸、廣二尺四寸、高七尺、坐地二町、四至、東澤、并島、南

延喜式太神宮所攝廿四座 社記 蚊野社、在田邊、鄉蚊

神名祕書 蚊野社、太神、御蔭川、神也、前

東原、蚊野、續け、る街道あり。

神鳳抄 原、御園

朽羅神社、同所の北田園の森に坐せり。皇太神宮の

皇太神宮儀式帳 久麻良比、神社一處、

稱大歳神、兒千依比賣命、形石坐、御内親王、

正殿一宇、長七尺、廣四尺、高五尺、以板、背、奉、玉垣一重、長三丈、六尺、坐地

二段、四至、東南、公田、西北、溝、

延喜式太神宮所攝廿四座 社記 朽羅社、在田邊、

神名祕書 朽羅社、水神也、在田部、郷原村、

浦福智山國東寺、同所より南に當る國東山あり。天台宗、

為當寺寄進、現米貳拾俵、毎年無懈怠、以此折紙、可被請取、

於神前、御祈禱、不可有御油断之状如件、

元和三九月廿八日

藤堂和泉守

高虎 ○虎の字ハ、花押あり。

寺の名も國をつらぬる山なれば、世に言くあかざらぬや 國 永

神鳳抄 久津賀、御菌

百瀨瀑、東原、字、大平、あり。高、一丈六尺、中、三尺、下、

國東河内池、同所、字、國東、河内、あり。周回、六百六十八間、面積、一、

西外城田村、本村、大字、野中、田中、森庄、夫田、笠木、土、

羽相鹿瀬の総称あり。多氣郡に屬せり。

野中のちゅう 東原の西小續ける街道ふり。古ハ西原といひき。神鳳抄、并小明曆繪圖よも、度會郡とあり。村の中央ある岐路を、左に取る時を、根本坂を越えて、相鹿瀬、柳原に至るべし。是、往古、倭姫命の御巡幸あましく古道あり。

神鳳抄 野中、御菌、一石、九

どちが池のちが 同所字トチガ池に在り。周回、千二百七十八間、面積、二万九千九百五十三坪。野中、田中、森庄等の水田二十一町餘

檜皮池ひだ 同所字檜皮池に在り。周回、八百五十三間、面積、一万六千四百八十五坪。水田十五町餘の灌漑に供せり。

矢田やだ 野中の北

神鳳抄 矢田、御厨 矢田檜皮尾、御園、一石五斗

森庄もりのちゆう 矢田の東

相鹿木多御神社あひのくま 同所、座せり。土俗、八王子と稱す。

延喜式 相鹿木太御神社 同書齋宮式 相可中社

土羽とひ 森庄の東

御船神社みぶね 同所、坐せり。皇大 神宮の攝社なり。

倭姫命、坂手國より、船にて出で、まゝ志よ、河盡きて、其の水さむかりけ、逃ば、寒川と名づけ給ひき。かくて、御船を留めさせ給ひて、御船神社定め給ひ、此の所より、陸路を巡行し給ひきとぞ。今、寒川の川筋を按むるに、こは川を、多氣郡佐奈の南山より流き出で、田中、森庄二村の間を貫き、土羽の南を過ぎ、上下田邊の南を經、田丸城山の南に至りて、二派に分る。本流を、城山の東を、北に回り、三橋、長更二村の西を過ぎ、湯田の西、大佛山の南を、北に折きて、小俣、新田の西、明野に東ある高橋を經、上野依の南よて、派流と合し、磯村に西、下野依の東を過ぎ、有瀧の東よて、海不入。此の寒川を、何の頃より。耆便よて、さうがうと稱せり。第一卷、小俣村、総郷川の處、参照せべし。

大神宮本記

從其處幸行河盡支其河之水寒有支則寒河止号支其處
余御船留給互即其處仁御船社定給支

皇太神官儀式帳

御船神社一處

稱大神乃御蔭川神形無倭姫内親
王代定祝

正殿一宇長七尺、廣五尺、高八尺五垣一重四方各
二大坐地二町四至東
南

公田西百姓家

北御刀代田

延喜式太神宮所攝廿四座

御船社

社記
御船社在有尔、郷土
羽村前社

神名祕書

御船社大神乃御船神也
在有尔、郷土羽村

笠木土羽の西
南にあり

倭姫命土羽村より陸路よて此の所小至り給ひし時俄も雨降
り出でしを御笠を服給ひきよりて加佐伎と名づけられし
とぞ。

大神宮本記

從其處幸行時御笠服給支其處乎加佐伎止号

神風抄

内宮笠服庄一石 笠服御房外官前野御園一斗

大歳御園笠服

神領目錄

笠服御園一斗

相鹿瀨

野中の西南にありて宮川よ沿へり七箇谷よ通ふ渡
船場あり舊記よ逢鹿瀨とも相可瀨とも書けり

倭姫命笠木より野中を経て根本坂を越えさせ給ひ此の所に
至り宮川を渡らむと給ひし時鹿のあむら流を来しを
穢しとのり給ひて遂に渡らせたまるざりきをれより逢鹿瀨
を名づけたりとぞ。

大神宮本記

從其處幸行大川瀨乎渡給止為余鹿完流相支是穢惡止

詔天不度坐其瀨乎相鹿瀨止号支

建久年中行事六月廿一日條

同日朝巡向神主為祭使奉相具官幣共御鑑參詣瀧原宮



倭姫命御笠を服給ふ圖

今夜相可瀬館一宿

太神宮諸雜事記

寶龜二年九月廿二日、大風洪水仍瀧原宮、祭使并内人物

忌等不堪參宮天志於逢鹿瀬西小野、彼御幣祭乃悠基御饌

次第御神態直會勤奉仕了

神鳳抄

相可瀬御齒

逢鹿瀬寺舊趾同所字廣と云ふ所も在り。今も、往性、古瓦を掘り出すことありとぞ。

天平神護三年、此の寺を以て、永く大神宮寺となすべき旨、宣旨を賜ひ、また寶龜六年に、同寺に僧侶大神宮の御贄を穢し奉り去罪によりて、大神宮寺を停止し、飯野郡に移すべき宣旨を下されし由共、太神宮諸雜事記に見えたり。

太神宮諸雜事記天平神護三年條

十月三日、逢鹿瀬寺、永可為太神宮寺之由、被下宣旨、既畢

同書同條

十二月、月次祭、使差副別、勅使以逢鹿瀬寺、永可為太神宮

寺之由、被祈申、皇太神宮畢、宣命狀具也

同書寶龜六年條

六月五日、神民石部、楯杵、同吉見、私安良等、字逢鹿瀬仁之天

漁、鮎之間、逢鹿瀬寺、小法師三人、自寺出來、恣打凌楯杵等

已了、仍楯杵等訴申於司廳、申文云、二所太神宮朝夕御膳

料、漁進依、有例役、各隨身網鉤等、行臨逢鹿瀬川、為漁之程

件、寺法師三人、并別當安泰之童子二人等出來、且打穢所

取、御贄、且陵礫、神民等也者、隨則以同七年二月三日、訴申

於神祇官、仍奏聞於公家、隨則左大臣宣奉勅、永可停止神

宮寺、飯野郡可破越、宣旨已了、官使左史生小野宿禰也

神鳳抄

相可瀬寺御齒

中川村本村也、大字長原、坂井、麻加江、田口、注連指の総称あり。度會郡に屬せり。

麻加江官川を隔て、相鹿瀬の南あり。

神風抄

麻加江御菌

長原あがら 麻加江の東南にあり。土花といへる属邑あり。

神風抄 立花御菌

長命寺ちやうめいじ 同所あり。禪宗あり。

注連指すずめさし 長原の西南の山間にあり。

四十八瀑しじゅうはちばく 同所神岳にあり。其の中、最も高きものを倉板瀧といふ。高さ五丈、潤さ六尺ありて、頗る壯觀あり。然るども、地僻遠

おれむ、來遊す

佐奈村さなむら 本村ハ、大字仁田、西山、五佐奈、四神田、油夫、五桂、平谷、神坂、前村、長谷の總稱あり。多氣郡に属せり。

此の地も、上古、佐那縣と稱しき。曙立王の子孫佐那造の居住せし

舊蹟なり。其の名、古事記に見えたり。また、太神宮本記に、大御神飯

野高宮に座し、まゝ志時、佐奈縣造祖彌志呂宿禰命、参り相ひて、國

の名を答へ奉り、神田神戸を進りし由見えたり。

太神宮本記

次佐奈縣造祖彌志呂宿禰命、汝國名何問賜答、白久許母

理國志多備之國、眞久佐牟氣久佐向國、止白足進神田並神

戸

油夫ゆぶ 野中ニ續ける街道あり。此の村を始め、西山、仁田、二井、五桂、平谷、前村、神坂、長谷の九ヶ村を、佐奈谷と稱す。

火地神社ひのちのじや 同所坐せり。産土神なり。

延喜式 火地神社 同書齋宮式 火地社

西山にしやま 油夫に續ける街道なり。

仁田にた 西山に續ける街道あり。

佐奈神社さな 同所道の左に坐せり。仁田、五桂の産土神あり。土俗、大森社といふ。

神名帳考證に、今在、佐那、仁田村、西稱、大森社と見えたり。祭神ハ、佐那縣造の速祖曙立王命を祀りてあるべし。また、玉垣の内、佐那殿と稱する一社坐せり。此を、手力男神を配祀したるからむ。社地

は、實に、千古の風致を存せり。

古事記
次手カ男神者、坐佐那縣也。

延喜式
佐那神社二座
同書齋宮式
佐那社二座

二井
同所字井戸世古あり。一は清み、一ハ濁き
傳へいふ。僧空海の堀らぬめし井ありと。

五桂
仁田の南にあり。

五桂池
同所の西南に在り。周回、二千百六十四間、面積、十九万四千
九百六坪。五桂、兄國、弟國、河田、西池上、東池上、五佐奈、西山八

村の水田百二十四町歩餘の灌漑に供せり。傳へいふ。寛文十二
年十一月十八日、朝長新田を開墾せし時、此の池を堀り始め、七

平谷
仁田に續ける街道あり。此の邊、多く蜜柑を産す。

須麻漏賣神社
同所道の右なる岡阜の上坐せり。土俗、一之、大官と
いふ。神名帳多氣郡四十五所の第一なれば、かくいふ

なる
へし。

延喜式
須麻漏賣神社
同書齋宮式
須麻留賣社

前村
平谷に續ける街道あり。此の處より、丹生、大石、仁
柿、多氣等を経て、大和宇陀郡に出づる道あり。

神風抄
前村御菌

神坂
前村の北に在り。

神風抄
神坂御菌

摩尼山金剛座寺
同所北の山嶺にあり。天名宗あり。傳へいふ。白
鳳九年、藤原不比等の創立せる所ありと。應仁

年間、祝融の災ふか、り、堂宇、寶物、記録等、盡、烏有となれり。
其の後、万治年間、僧良珠、之を再建せり。即、今の建物あり。

長谷
神坂の西にあり。

丹生山近長谷寺
同所山の巔にあり。真言宗あり。

此の寺、大和の長谷寺を摸したる者ありと云へり。創始の年月、
詳ならず。元禄年間までは、丹生の神宮寺に属したりき。今、天曆
七年の資財帳を藏せり。施入、沼田の四至、小字等に就き、考證とす
べきもの多し。其の他、北畠國司、及羽柴、稻葉、藤堂等の諸氏より

實錄近長谷寺堂舍并資財田地等事

合 檜皮葺 高二丈三寸五分 長二丈六尺

堂臺院 妻二丈六尺 法名光明寺

三面庇 高一丈二尺 長五丈六尺五分 妻三丈一尺

香蘭三面 南面長六丈四尺 東西妻長三丈六尺三寸 (中畧)

一 寺山四至 限東其作橫奉 限南舟生禰阿袋呂 限西舟生中山 限北島瀨六俣鳥居

或氣那相可卿廿六条三疋田里五坪二段 惣肆設八坪二段 宇常供田田舍垣内者

四至 東限福田寺田 南限卯酉畔 西限子午畔 北限公田 而限打酉畔 限北公田

五坪貳段之四至 東限子午畔 南限打酉畔 西限福里寺田 限北公田

右治田飯真堂于以去寛平七年正月十三日施入在領文 (中畧) 以前堂舍并資財田地等略勘定如件但件寺元者恭俊之

先祖正六位上飯高宿禰諸氏法名佛子觀勝之御蔭存生 間勸内外近親等以去仁和元年所建立自尔以降資財等也 此帳可為後代流訛但本願施入田地存別紙仍錄大略此帳

天曆七年 歲次 美月二月 十一日

座主東大寺傳燈大律師 在名

別當延曆寺傳燈滿位僧 在名

本願施主子孫

相模守後五位下藤原朝日 在列

正六位正六位上大中丸朝日 在列

正六位上藤原朝日 在名

正六位上大中丸朝日 在名

正七位上藤原朝日 在名

仲田畠光明寺施入明白也仍在地加隆若

散位大中口 在川

膳原胡

飯高宿社 在列

飯高宿社

坂部

坂部

郡刊

件田畠任施入文在地證若明白也仍与列度

到集 天徳二年十二月十七日

大領勘路使外正六位上曾元勝

少領松枝外使八位下廣途

檢校後七位下中廣慶

寄せられ一祈願狀教通あり。今其の一二を掲ぐ。

同寺所藏文書

丹生泊瀬之儀、祈禱所之事候間、諸事如前、被仰付候、永代

不可有相違、猶津田掃部助可申候、恐、謹言

天正三十一月廿八日

信意 花押

丹生泊瀬寺

真海

同書

勢州南五郡之中、從關白様就、被下候、雖為堂舎佛閣、寺領一圓、致關所事に候、然共丹生泊瀬寺者、和州泊瀬寺十一面觀自在薩埵之御衣木一体分身として、上代より卅三身之御威光もあらたなれむ、貴賤群集して、門前市をなすよ、及聞候、然共五、百歳末世濁亂の志る、や、山中坊中、悉退轉せり、時節なきは、不及了簡事也、國中無雙之觀音堂退轉候得む、公私外聞、實不可然事也、山を可

致奇進候、間、是をたよりとして、觀音堂、無退轉之様、可有才覺候、猶、以委敷事者、一花院可申、恐、謹言

正月十八日

羽柴侍從

氏郷花押

丹生泊瀬寺真海法印

家集

丹生の初瀬、花を見劣るが、枯れたる木も、花咲くと、ちあひの有るわとに、

國永

相可村

本村、大字荒時、兄國、西池上、東池上、弟國、朝長、河田の総称あり。多氣郡に屬せり。

相可

仁田の北に當り、猪田川を隔て、射和に對せり。古は、相可郷の本邑ありき。

此の村、素封家多くして、市街をなせり。坊間小、多氣郡役所、相可警察署、松坂區裁判所、相可出張所、相可收税署、郵便電信局、尋常小學校等あり。

〔六〕三十一

伊蘇上神社

同所ある字磯部寺に坐せり。村社あり。

神名祕書首書に、伊蘇宮在、多氣郡逢鹿村字古宮本とみえ、また、神名帳傍註考證に、今上相可磯部寺前、森中社、云ともあり。往古、

此の社、此傍小磯部寺といふ大寺ありきとぞ。

延喜式

伊蘇上神社

同書齋宮式

伊蘇上社

相鹿上神社

同所ある字内畑に坐せり。郷社あり。

延喜式

相鹿上神社

同書齋宮式

相鹿上社

千鳥瀬

相鹿上神社の南、ふる細流をいふ。

傳へいふ。昔、僧西行、此の邊を行脚せる時、一の伴僧あり。宿を求めむとて、村入りて歸り来ず。西行待ちつびて、此の流を涉らむとす。伴僧、漸来て呼び止めたり。折しも、千鳥の聲聞えんれば、西行、つれぬる我を友呼ぶちどりが瀬、越えて逢鹿、旅寐す。

そまれと誦したる所なりとぞ。

相鹿牟山神社 同所ある字牟山に坐せり。土俗ボウ山神といふ。宇尔日記にハ、あふらむ山の宮と記せり。

相鹿牟山神社二座 同書齋宮式

無量山見陽院磯部寺舊趾 伊蘇上神社の前は在り。天台宗の古刹ありしを、今ハ廢きて、浄上寺に合

併せ

近長谷寺所藏天曆七年資財帳

多氣郡五相可里卅一坪垣内一處、字石出垣内、

四至、東限磯部寺領地、南限大道、西限長社并大畔、北限節田河岸、

右垣内藤原乙御去延喜十九年二月二日施入、

嘉曆三年公卿勅使記

於相可磯部寺有合戰

涵翠池 同所字安目あり。周四、八百五十五間、面積一萬三千十四坪。水田七十町餘の灌漑に供せり。

相可村元標

三重縣廳 七里二十五町、津田村 壹里七町、

飯野郡射和村 壹里十壹町、神山村 七町、

齋宮村 壹里廿九町、西外城田村 壹里廿三町、

佐奈村 壹里八町、

荒蒔 相可の東あり。

荒蒔御菌 神鳳抄

兄國 荒蒔の東あり。中世は、飯野郡に屬せり。第一卷兄國郷の所は辨せり。

伊呂上神社 同所は坐せり。産土神あり。勢陽俚諺、三國地誌、五鈴遺訓み、イロエも、兄ふりと謂ひて、此の社に配せり。されども、古屋

草紙にも、イロトと訓みて、弟國は坐すと記せり。又、同郡八木戸

記して、後考を俟つ。姑

池上 兄國の東あり。東西の二村に分てり。

池上御菌 神鳳抄

池上御園、一石五斗、内六、九、十二月、度々進之。

神領目錄

朝長

西池上の北にあり。同所よ、
參宮鐵道相可停車場あり。

神鳳抄

朝長御齒

河田

朝長の東
南にあり。

神鳳抄

河田御齒

古墳

同所ふる字板倉山の中腹にあり。土俗、平忠
盛の墓といふ。此の邊、石窟墳墓の類、數多し。

倉古池

同所ふる字倉古にあり。周回、二百七十五間、面積、五
千四百三十三坪。水田十八町歩餘の灌漑に供せり。

津田村

本村を、大字佐伯中、三匹田、四匹田、
井内林、鋏形、牧村、津留の總稱あり。

四匹田

相可の西
にあり。

此の村は西よ、三匹田と云ふ村あり。古は一村よて、匹田とのみ
云ひき。中世班田の制起りしより、この村、多氣郡十六條の三里
四里に當るを以て、古田券小、里此字を省きて、十六條、三匹田、
同條、四匹田とせり。ざるを後、自然に、村名を冠らせて唱ふる事

やなり、終に、二村の名とはなれるあり。

近長谷寺資財帳

畠多氣郡

飯高、豊子施入

十六條、三足田、里、廿坪、内、四段、二百歩、

四至、東限、西坂、大道、南限、大道、
西限、子午、畔、北限、福田寺、田、

同書

十六條、四足田、里、十九并、廿坪、壹段、

四至、東限、磯部寺、治、南限、故丹生松徳宅、西限、官
守寺、地、并、佐奈山寺、治、田、北限、故相可藤判官
忠助

東池

同所字杉内、在り。周回、五百八十一間、面積、一万千
三百六十九坪。水田二十三町歩餘の灌漑に供せり。

子得岩

同所字脇田にあり。一に、子賣岩、また、名付岩とも稱せり。土
俗、子を産むとき、七日の内、其の子を懐きて、此の岩の

邊に至り、往來の人よ、
名を請ふ習慣ありき。

三匹田

西にあり。

樋口谷池

同所字樋口谷にあり。周回、三百六十四間、面積、六千
八百五十二坪。水田四十二町歩餘の灌漑に供せり。

井内林 三匹田の西あり。

林神社 同所字宮内に坐せり。村社あり。

延喜式 同書齋宮式 林社

月本池 同所字月本あり。周回四百四十二間。面積八千五百六十二坪。水田十八町歩の灌漑に供せり。

牧村 三匹田の西あり。舊飯野郡に属したりき。和名類聚抄に、上枚加無都比良、下枚と見えたり。

神鳳抄 牧御菌

牧城趾 同所あり。傳へいふ。北畠國司の臣岡小四郎の據りし所ありと。

津留 牧村の南あり。櫛田川に沿へり。渡口を過ぎて、丹生子至り。大和此長谷街道に合す。此の地、舊飯野郡に属したりき。近長谷寺資財帳

廿條、一津留里、卅六坪内、治田三段二百歩、字小上古部。

四至 東限、同領、南限、岡、西限、溝、北限、道岡。

右治田大法師泰俊、爲除病延命奉施入。

丹生村 津留の南あり。舊飯高郡に属したりき。今も、多氣郡あり。本村も、丹生一村にて成立せり。

此の地、嶮嶮たる山嶽、四面を圍り。中央部を、平行ふりて、市街をなす。酒樓茶廬多し。其の他、神祠、佛刹、鑛泉、丹坑等あり。櫻花楓葉の候も、遊客曳杖の一勝区なり。

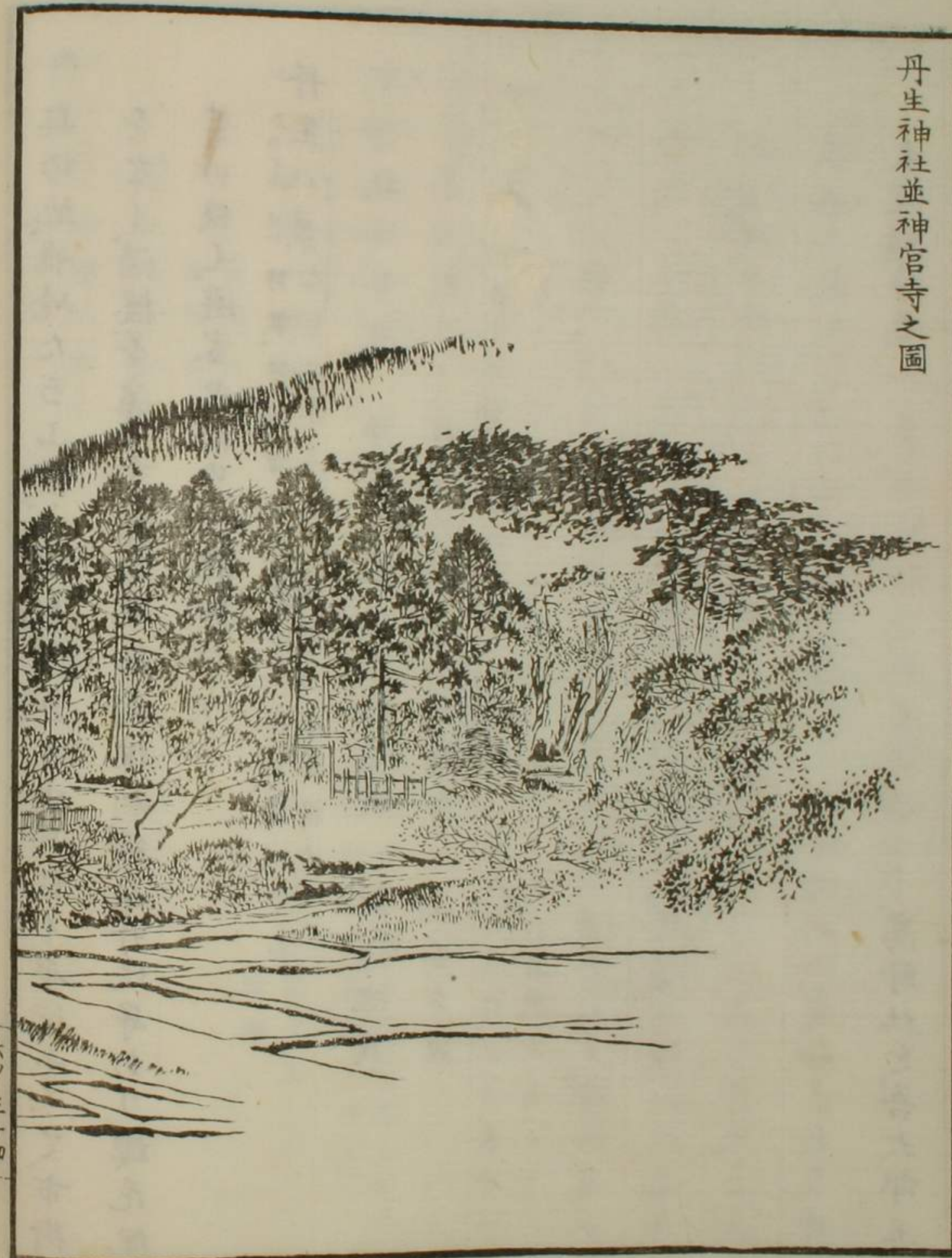
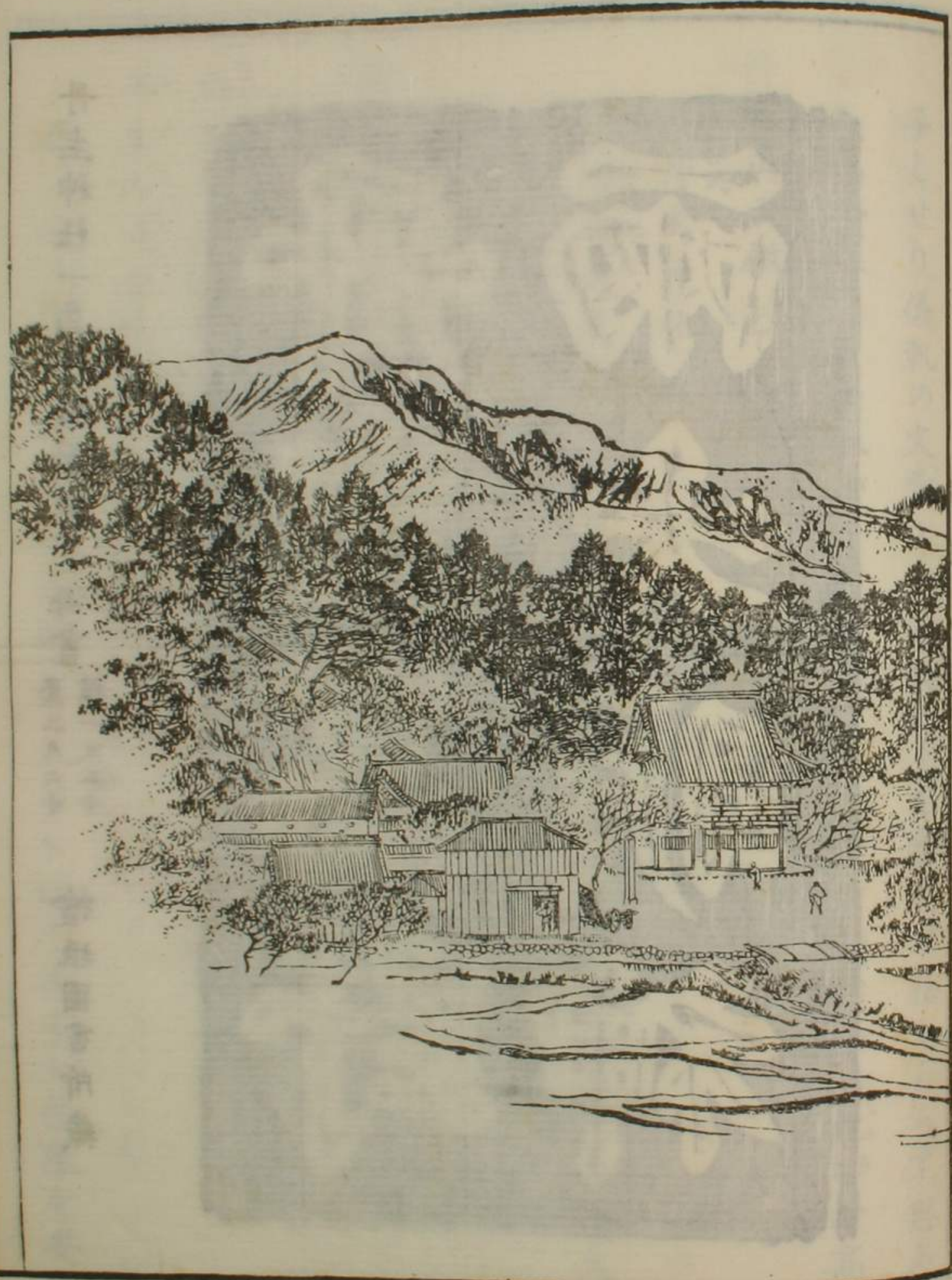
丹生八景 詩歌、俳句等の作詠多かれど、今も、之を省きて、たゞ、題目のみを掲ぐ。

社頭、春色 神宮、晚鐘 星淵、螢火 潮澤、流筏

上田、秋月 山口、水銀 局嶽、積雪 長谷、夕照

丹生神社 同所字宮山に坐せり。二社あり。左は、丹生社、右は、高野社と云へり。域内、古樹森鬱として、千年の風致を存せり。

丹洞夜話に、此の處に地主神たる事決せり。其の故も、丹砂及水銀を産す。我が朝に於いて、又、あゝを捨て、何處ぞや。此の處に住み給ふ神故も、丹生津姫とも申し奉りぬ。所の名も、丹生と云ふ也と見えたり。又、神名帳考證も、祭神埴山比賣、命とあり。丹生大明神儀軌も、丹生社を、丹生津姫とし、高野社を、吾大郎王



丹生神社並神官寺之圖

丹生神社一鳥居額面僧空海書
竪二尺六寸
横一尺五寸

檜垣圖書所藏



六ノ三十五

子とせり。儀軌の文素より荒談にして、當時此物よあらず。思ふ
高野社といふを、弘仁七年、僧空海神宮寺創建の時、紀伊此高
野山に倣ひて勸請せしものならむ。

丹生神社

延喜式

嵯峨天皇、弘仁八年、天下旱、同十年、祈伊勢丹生神、雨、秋大

雨、又祈晴、

和漢合運

丹生大明神、繼體天皇、十六年、垂跡、伊勢國、

丹生中神社

延喜式

同域内よ坐せり。傳へ云ふ。金山彦命を祀ると、近傍よ、丹坑あるゆゑあるべし。

丹生中神社

白玉椿

玉垣の前よあり。土俗、神木と稱す。所傳あれども信難し。

丹生山成就院神宮寺

同所字官山にあり。真言宗古義派なり。

傳へ云ふ。寶龜五年、僧勤操、始めて、一字を建て、千手大悲像を安

置せり。今、観音堂の本尊あり。弘仁七年、僧空海、錫を此の地ニ留め、高野山に摸して、七堂伽藍を創立せりと、其の後、數度兵燹ニ罹り、今は僅し、大師堂、藥師堂、觀音堂、經藏、二王門等を存せり。毎月廿一日ニ之、遠近より參詣する者絡繹たり。

當寺什物般若心經 卷末ニ、天平十四年壬午曆三月五日、僧行基(花押)とあり。

同 三卷 僧空海の書あり。此の内、巖足に經、最妙ありとす。

同 卷末ニ、永萬元乙酉歲三月二十一日、僧文覺(壺形印)とあり。

牙印 方ニ寸、魏國之寶と刻せり。丹坑桶 手付よて、蓋あり。古色掬すべく覺ゆ。別ニ、圖を出せり。

此の他、數品あれども畧しつ。

丹生礦泉 神宮寺の西、一町許あり。四方ニ、石を疊み、井の如くなせり。晝夜、時を違へず湧出す。

傳へ云ふ、僧空海の發見したる所なりと、故に、弘法湯といふ。又、御潮井とも稱す。近傍に、入浴場を設け、患者の需は供せり。浴客、

一箇年、大約六千人ニ下らずといふ。内務省衛生局の分析表、左の如し。

泉質、鹽類泉、

無色透明ニシテ、味、軟甘ナリ。其ノ反應ハ、畧中性ニシテ、煮沸スレバ、白濁シテ、亞兒加里性ヲ為ス。

一リートル中、固形分、二五一六瓦ヲ含有セリ。各成分、及其ノ量、左ノ如シ。

- 硫酸加留母 痕跡
- 格魯兒加留母 ○。三五。
- 重碳酸那篤留母 ○。二八六六
- 格魯兒那篤留母 ○。九五六六
- 硼酸那篤留母 著明

重碳酸加爾叟母 ○三七二六

重碳酸麻屈涅叟母 ○一〇四三

重碳酸亞酸化鉄 痕跡

礬土 ○〇三五四

硅酸 ○〇五二三

炭酸 著明

有機物 少量

固形分合計一八四二八瓦

温度五十八度、比重八、攝氏四度ノ温ニ於テ、一〇〇二一一
四ニ居ル。膿瘡、疥癬、濕氣、楊梅瘡、五痔、其ノ他諸病ニ適ス。

鹽加伎場 丹生神社の乾五町許、河俣川の中央にあり。水上二間四方許の所、茶褐色をなして、潮水、常ニ沸騰せり。土俗、忌服明の時、此の所ニ於テ解除するを、慣習とす。口碑ニ傳ふる、空海の歌あり。左に掲ぐ。

細頸の南乃浦より潮を丹生の内外のみはありたり

鹽垣神社 同所ニ坐せり。

丹坑 丹生神社の東南、中尾谷にあり。

此の丹坑の事、續日本紀、外宮神領記、職人盡歌合等ニみえたり。最古より、水銀丹砂を堀り出さるべし。明暦三年の頃までは堀り採りし由、長井浄運の筆記ニ載せたり。其の後中絶せしを、寛延三年三月、舊領主より堀り試み、尋いで、松坂人阿波屋某堀り試たりしが、丹脈切さるにや、僅よして止めたりとぞ。今に、保賀口と稱する洞穴あり。入ること十五六間許あり、數箇所、横穴ありや。當時、朱砂を運搬せし手桶、今、神宮寺ニ蔵せり。

續日本紀文武天皇條
二年九月乙酉、令近江、國獻金青、伊勢國、朱砂雄黃。○下

續日本紀元明天皇條

和銅六年五月癸酉、令獻伊勢水銀。

神領目錄

丹生山内上津原御園、毎年上分水銀五十兩奉之。

毛吹草

丹生山の水銀、異國の外、當所ふあり。并ふ、曆と古きこと、

怪異辨断

伊勢を、他も勝れたり。

水銀も、朱砂より出づるものあり。朱砂を焼きても出づ

る。又、自然に、地中より出づるもあり。拂菻國も、水銀海あ

り。本草綱目承の下に出だせり。日本にも、伊勢國丹生山

より出づるもれありと云ふ。

丹生曆

北畠國司の曆博士たり。加茂杉大夫の子孫代々、此の地

に住し、例年、曆本を頒行せり。伊勢一國曆道陰陽師の首と

稱したりき。維新の際、土御門家の所管を解かれ、陰陽師廢せら

丹生村元標

六ノ三十九

三重縣廳

八里六町、

多氣郡役所

壹里廿四町、

相可警察署 壹里廿五町、

山田區裁判所 六里拾壹町、

第三師團 廿九里拾九町、

豐橋衛戍

四拾四里廿八町、

五箇谷村

壹里貳町、

津田村

壹里、

川添村

貳里九町、

佐奈村

壹里參拾貳町、

田丸村

四里九町拾壹間四尺、

粥見村

參里拾四町參拾間參尺、

五ヶ谷村

本村も、大字古江、朝柄、片野、波多瀬、車川、

神風抄

神領目錄

五箇山御園

五箇山御園、綿十兩、絹四丈、布等、

古江

丹生の西

五箇篠山城趾

古江と朝柄との間にありて、頗要害の山巔あり。北

波多瀬

十年、北畠具視も、曾、此れ

所は、瀬りきといへり。故は、かく名づけたりと、

松本史事の清浄化園

浪湯、お山、お中、お入、お

お喜、お梅、お松、お史、お片

お高、お梅、お松、お史、お片

長六

お高、お梅、お松、お史、お片

お高、お梅、お松、お史、お片

お高

お高、お梅、お松、お史、お片

お高、お梅、お松、お史、お片

波多瀨若趾 同所より乾に當れる山上あり。此畠

朝柄 波多瀨の南にあり。同所より、飯高郡粥見に至る間、櫻峠と

産物烟草 同所より土質、烟草は適するを以ちて、多

車川 朝柄の南にあり。舊記

大峰山に詣づる便路あり。大和吉野の

御饌、御祭直會等之勤奉仕、

世安、并彼宮内人等、不堪參宮、天、於宇俱留万川之頭、悠紀、

川添村 本村は、大字千代、柳原、枋原、新田、神瀨、下楠、上

産物茶乾柿 此の邊は、村々、農事の餘暇を以て、

枋原 前村は、續ける街道なり。古、三宅郷は、屬したりき。此の

枋原御菌

生頭谷 前村より、枋原に至る山峽の街道、数ヶ所、板橋を架し、姉妹

建日別神社 同所、字牟山に坐せり。祭神は、手力雄命、建比良部命あり

新田 建日別神社より、三町許、南にあり。街道あり。元、枋原、新田とい

柳原 新田の東に在り。古、三宅郷は、屬したりき。傳へいふ、相鹿瀬よ

千福寺 同所にあり。真言宗古義派あり。本尊、觀世音の像あり。聖

初鳥時、分參向、布衣乘馬、御鑑前立、有、警蹕、高聲、御鑑持勤

之、於柳原之御堂之前、晝飯、用、

八柱神社 同所

濁川 同所あり。水源は、車川の山間より流れ出で、蔡回して、

神瀨 新田に續け

る街道あり。

下楠 神瀨に續ける街道あり。宮川を隔てて、度會郡野添打見の山嶽を望む。

上楠 此の地の北に聳ゆる山あり。古三瀬谷口といひき。

楠神社 同所。坐せり。

粟生 上楠に續ける街道あり。

神風抄 小栗生、御菌

八柱神社 同所。坐せり。

高奈 粟生に續ける街道あり。元々高瀬、奈良井の二村ありき。明治八年四月合併して、かく名づけたり。度會郡穂原に通ふ渡船場あり。

奈良井城趾 同所。北島國司の臣横井某の占據せし由、稱名院の記録に記せり。

八柱神社 同所。坐せり。

愛宕神社 八柱神社の西に坐せり。

專念山念佛寺稱名院 同所。浄土宗。鎮西派あり。

七保村 本村。大字野原、野添、金輪、永會、打見、神原の總稱あり。度會郡に屬せり。

七箇御園 本村六村、野原を加へて、古來七箇御園と唱へ、神宮に神税を納めし由、皇太神宮引付に見えたり。また、氏經日記に、北島の被官、此の御園を押領したるを注進せる文書、數通を載せたり。今、其の一を掲ぐ。

氏經日記 一 皇太神宮神主

注進可早被成下。嚴密御奉書、於北畠方。彼被官、族古江彦右衛門、被停止。雅意、綺如元、以神宮成敗、旨令徵納。年中色々、神税物等、毎年六九月十二月三度、御祭、同瀧原並宮、祭禮、送幣使、參向、執行神事、令專御祈禱、忠勤、在所七ヶ御園、近年非分、押領、無謂子細事。

右内宮御領七箇御園之事、本官別宮隨一、神瀧原並、宮兩宮御遷坐之在所也、依之、七村之内、瀧原之里、名一村在之、從、往古迄、至于今、依為、殊以、無止、神役所、年中神税物、彼所、代官沙汰人等、直令運送、于神宮例也、依之、本官、祭禮、每度

從、往古迄、至于今、依為、殊以、無止、神役所、年中神税物、彼所、代官沙汰人等、直令運送、于神宮例也、依之、本官、祭禮、每度

令參向幣使彼宮祭禮六九十二月廿三日定日也爰近年
北畠中將被官人古江彦右衛門依成非分押領神稅相違
之間為難堪子細之處結句去年之比寄支於左右神宮代
官之族取籠及種く狼藉刺住宅財物以下令沒收云々則
十二月彼宮祭禮于今令延引畢御祈禱退轉之基甚以不
可然此旨趣具北畠方雖令訴訟敢無成敗之儀彌惡逆無
道之振舞無炳誠御沙汰者神領退轉之基後惡難斷絶者
也然早被成下嚴密御奉書於北畠中將方被停止彼被官
人等雅意綺如元以神宮成敗徵納神稅為抽御祈禱丹誠
注進如件以解

長祿三年三月 日 大内人正六位上荒木田神主末久

彌宜正四位上荒木田神主滿久

以下神主九員の
連署ハ之を累ナ

野原

官川を隔て、下楠の東にあり。此の地、及野添

白瀑

同所の南部ある字奥山の東通に在り。高さ、十五丈、濶さ、九尺。
下流に官川入る。大寒の候に至れば凍結して、一大氷柱を

白馬瀑

同所字間所、落合の間、在り。高さ、一丈二尺、濶さ、一丈餘。傳
へ云ふ。古、白馬、此の瀑、比傍に樓ありと、厩舎、櫓等の形状を

野添

野原の西南に在り。舊
記、野副と記せり。

打見

野添の西
にあり。

建久年中行事九月廿二日瀧原官參向條

廿二日、瀧原並宮祭禮、五六、彌宜、間參向、次第、同、六月、但今
度、幣使、米三斗、自野原進、人夫一人、自野副、鄉進、途中

打見、郷人夫相替

三瀬谷村

本村ハ、大字長ケ、下三瀬、上三瀬、佐原、彌起井、上
管、管合、大ケ所の總村あり。多氣郡に屬せり。

下三瀬

高奈に續ける街道あり。度會郡
三瀬川に通ずる渡船場あり。

三瀨川 同所の東を流る。奔流あり。官川の上流は屬せり。舊記

倭姫命、宮所を求めむとて、野後瀧原のかたへ向てせ給へる時、

下流の相鹿瀧にて、鹿の穴に流まき入りて、城厭悪し給ひ、陸路よ

り進ませ給ひあるを、真名胡神参りて、皇女の一行を、小舟に乗

せまゐらせ、瀧原に向ひて、大川の速瀧を漕りゆりと云ふ。真奈

胡、御瀧也、即此の所あり。南岸に、御瀧社あり。

大神宮本記 從其處指河上、皇幸行波、砂流速瀧有支、于時真奈胡神參

相比度志奉支、其瀧乎、真奈胡御瀧止号皇御瀧社定給支

太神宮諸雜事記 貞觀二年四月二日、瀧原宮、物忌子、自彼宮退出、間於宇御

瀧川流死了、仍父石部高益、以同五月廿八日解任

三瀨城趾 三瀨川渡口の北岸にあり。北畠國

上三瀨 下三瀨は續ける街道あり。此の村端は、石標あり。左は取りて

三瀨御所舊趾 同街道の右、三町許に在

此の地、西北に、溪流相繞り、自然の要害をなせり。樹根盤錯せる

所、巨岩磊嵬たり。傍に、小祠建てり。其の南に、平坦の田圃あり。是

北畠前國司具教の館第を構へて、出棲せし所なり。具教、終に、長

野左京等の為に、殺せらる。其の事蹟を、諸本載する所、聊異同あ

り。今、伊勢國司紀畧を抄出して、左に掲ぐ。

伊勢國司紀畧元龜三年條 夏、茶菱丸、船江より、大河内の城へ移り住す。具教、卿ハ、城を、多

氣郡三瀨に築きて、移り居給ふ。三瀨の御所と申し奉る。三瀨

の谷に、宮川の上にあてて、大杉山、聳え、熊野、十津川、吉野川上

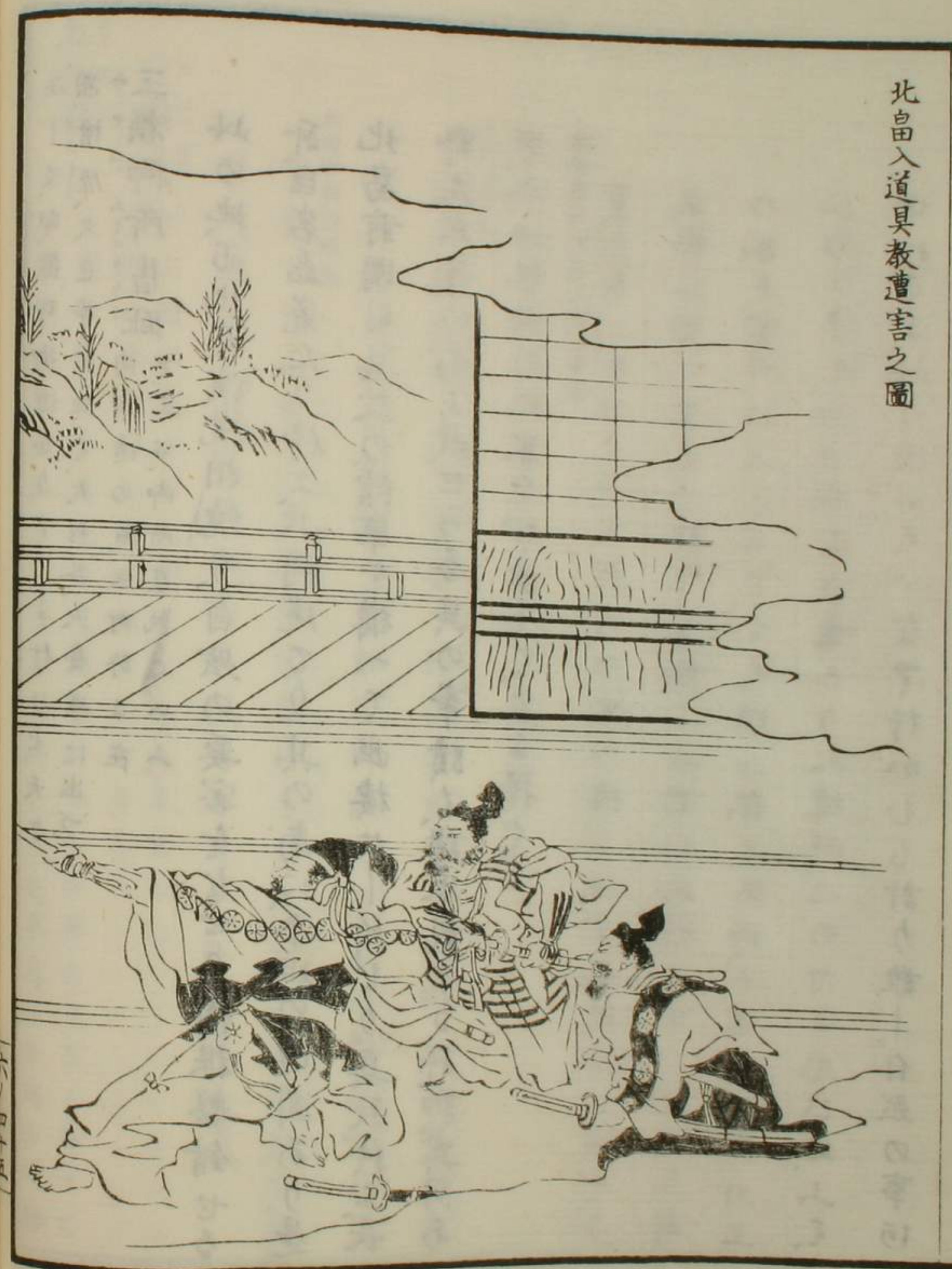
につゞきて、險阻類なき處あり。入道殿、心の内は、思ひ給ふに、

世にさま、此の後、いづかなし行かむも、計り難し。自然の事何



福系
 三
 三

北畠入道具教遭害之圖



すなむ、此の山内へ入らむため、兼ねて、かく用意せらる
とあり。○中 入道も、數代連綿たる家をも、他家のためにお
やられたるを悔しく思ひ給へむ、内々、織田殿と不快あり。是
によりて、三介をも憎み給ひけり。先年、信玄と合體の謀あり
まも、此のいそれとや。織田殿も、是を覺り、國司の一族を失
へむ計議ありて、國司の舊臣を語らひて、討手とせらる。まづ
三瀬の御所も、藤方刑部、少輔、奥山常陸介、長野左京進も命せ
らる。藤方は、名代として、其の家臣加留左京を遣す。各、領知の
朱印を賜り、誓書を上らむ。此の常陸介も、余吾將軍平、維茂
の末葉、奥山平大夫貞兼の後胤あり。今、徳山の城主として、數
代、北畠の幕下なり。其上、常陸介も、仁義をも辨へたる者な
まむ、相傳の主君をうたむも勿体なくとて、途中より、病と稱

して、朱印を返し、直に、かたられたるして遁世せり。残まる三人
の者も、天正四年十一月廿五日の朝、さあらぬ体にて、三瀬の
御所へ参る。入道、何氣なく逢ひ給へむ、長野、つと、座を立ちて、
御持槍をとりてつき奉る。入道も、塚原卜傳も學び給ひて、劍
術の上手なむけむ、槍をうけとめて、太刀を抜むと給
ふに、兼ねて、逆意の者ありて、御もかせの刃をひき、固くつめ
置きけむ、入道、手を空しく志て、長野を、はたとみらまへ給
ひ、我、平生、汝も、かゝることをせむものと思ひしが、果して然
りと此給ふ。其の詞もはてぬに、加留進みて、太刀を抜きてう
ち奉る。御年、四十六歳とぞ聞えし。若君の一人も、三歳一人も、
當歳なるをもうち奉りぬ。北畠 物語 きて、左京が家人重内といふ
者、具教卿の御首を持ち行くを、折節馳せ付きたる芝山小次

郎秀時、大宮多氣丸吉守、大久保清左衛門、松井新九郎、同新次郎等見付けて、重内を討ち取り、御首を奪ひ取り、多氣へ葬り奉らむと持ち行く。討手志たひまれるゆゑ、大久保、松井兄弟も、栗谷に踏み留りて討死す。其のひまに、多氣丸、小次郎をかけぬ。川股野く口よて、小次郎其父出羽守と出會へり。此の朝、多氣へも、討手来りしむ。城代左衛門尉政成、三瀬城心元なるとて、出羽守に命じて、三瀬へ往の志めしに、あしよて、此れ有様を見て、出羽守大に歎きて曰く、汝等、是より、南都へ赴き、東門院へ、此の由を申し、還俗を勧め、ふたしび、當家を起すべし。我も、此に留りて、御所のお志るしを葬り奉りて討死せむと思ふなり。とくくくを促しけむ。兩人も、南都へ急ぎける。出羽守を、追ひ来る敵を追ひ散し、心静ま、御首を、野く口

山へ葬り奉り、出羽守、其の所は、瀧のありけるを見て、馬に乗りながら、太刀を、口よくをへ、倒に、瀧壺は飛び入りて死小けり。

萬福山永徳寺

同寺過去帳

同所あり。浄土宗あり。應永年中、北島満雅の創立に係る。元々、慶徳山長福寺といひき。

長福寺殿從一位亞相公祐山常満大居士

永享十二年庚申七月廿五日

寂光院殿正三位亞相公祖不智大居士

天正四年十一月廿五日

智照大童子

徳松丸三歳

心照大童子

亀松丸三歳

安道院光山龍水大居士

芝山出羽守秀定

古墳

同所路の左側あり。傳へいふ。北島具教の墳墓ありと、近時有志の輩、此の所に、北島神社を設立せむと計畫せるよしあり。墳上、碑あり。碑は、四尺許の生石よて、面よて、左の如く彫まり。北島所縁此物とも見えぬ。

寛永二年

月叟道雪禪定門

十二月

管合

上三瀬の西南あり。元、下管、河合の二村ありしを、近年合併せり。此の地、大臺原より流き来る大河と、阿曾大内山より出

不動瀑 同所字ハカセニ在リ。高
四丈二尺、濶さ、八尺。

砦趾 唐櫃に在リ。北畠國司の臣唐櫃
其の占據せし所なりといふ。

大杉谷村 本村ハ、大字岩井、檜原、久豆、大杉
の総稱あり。多氣郡ニ屬セリ。

檜原 瀧谷の西南ニ在リ。此の所より、春日峠
を越えて、紀伊の長島に至る山路あり。

久豆 檜原の西
南に在リ。

口定明神 同所ニ坐セリ。神名帳考證ニモ、此の社
を以りて、式内萩原神社ニ充てたり。

涼石岩窟 同所水涯を距ること三町許ニ在リ。深さ、四間、高さ、八間、
濶さ、十間の岩屋あり。中ニ、石標あり。涼石岩屋禁殺生と
題セリ。又、其の側ニ、洞
穴あり。深さ、五尺。

三瀑 同所字大和谷ニ在リ。三層ニ
落テ、高さ、四十五丈、濶さ、五尺。

夫婦瀑 字大和谷、及杉澤谷より分れ出で、末まで合へるを以ちて、
かく名づけたり。大和谷の方ニ、高さ、三十五丈、杉澤谷の方
ニ、高さ、二十五丈、濶
さ、各四尺許あり。

龍ヶ谷瀑 同所字小坂山に在リ。高さ、
三丈五尺、濶さ、四尺あり。

大杉 久豆の南ニ在リ。數千年の星霜を經たる
杉の大木在るを以て、かく名づけたり。

此の地ニ、多氣郡南西の極端ニ位セリ。西ニ、大和の吉野郡大臺
ヶ原の山嶽に連直シ、東南ニ、紀伊の牟婁郡此峯嶺を攢合ス。其
レ最秀拔ある山を、不動山、西谷山、栗谷山、蔭畫文字山、地池山、池
谷山、大熊山、春日峠、迷ヶ塚などやす。此の地、人跡殆絶えて、旦暮
ニ聞クものは、唯、猿聲と水語やのみ。彼レ巴蜀の十二峯も、かく
やあらむと思ふをりなり。往年モ、神宮式年御造營の料材を、
此の谷まで伐採セシことありしども、運搬ニ不便あるを以
て、近世終に止みたり。今、道の枝折ニ、五鈴遺響を抄出して、左ハ
掲ぐ。

龍原宮ノ川上ヨリ、川ヲ涉リ、川合村、下管上菅木屋、コレヨリ、
川ヲ涉リ、赤龍清水、本田木屋、小切畠、江馬ヨリ申位ニ、日天八
五鈴遺響

大杉谷靈木圖



王子社。正面鳥居、次拜殿。其ノ右、小祠、正面五社。コレヨリ、茂原
 熊内、天鹿瀬、野尻ヨリ、三里、天瀬ヨリ、龍屋へ、二里。龍屋ヨリ、大
 熊谷カバスリ。龍屋ヨリ、一町許至リ、宮川水源大川ヲ、左ニ望
 ミ、右ノ傍ニ、大龍アリ。龍ヶ谷ト云フ。里俗、セソヒノ龍トモ云
 フ。又、口定龍トモ云フ。口定明神ヨリ、七町前ニアリ。龍、南向ニ
 落ツル高、七八尺許、濶、六七間、龍坪、三間四方、六七尺、巨岩アリ。
 此ノ邊ノ大河ニ、温石ヲ産ス。次、口定明神、大河ノ右傍ニ入り
 テ、石階アリ。制札アリ。奥定明神モ同斷。本社、境内、堅被、禁止、殺
 生、訖、違犯之輩有之者、可為、曲事者也。享保八年九月日、奉行連
 署アリ。口定明神社内、左、新殿本社、右ニ並ビ、古殿。正面鳥居。口
 定明神ヨリ、奥定へ至ル、南位三里半。此ノ處ヨリ、奥定へ、谷川
 ヲ経ルコト十五六箇所。此ノ處ヨリ、大和國吉野郡鹽ノ八村

へ、山路アリ。此ノ處ヲ、大和谷ト稱ス。口定ヨリ、大河ヲ、左ニ望
ミテ、水涯ヲ攀ギ上ルコト八町。又、左ニ、大河ヲ望ミ、右傍ハ谷
川アリ。父ヶ谷ト云フ、溪水ヲ涉リ、右傍ニ、中定明神坐ス。大川
岸ヨリ、半町許、山ニ登ル處、二社アリ。大杉ヨリ、八町、中定明神
正面鳥居、本社卯辰位向。左ノ傍ニ、高、一丈許、濶、一丈二三尺、巨
岩アリ。此ノ邊、大河へ望ミテ、大岩數箇アリ。各、大サ、五六間七
八間ナリ。川岸ニ臨ミ、突出ス岩ヲ、俗、杖ツカズ岩ト云フ。又、駒
ノ足跡ト云フアリ。馬蹄ノ形、石面ニ隱起ス。里俗、奥御前休息
所ト云フ。此ノ所ヨリ、一町許至リ、大河ヲ涉リ、又、山ニ登リ、右
傍ニ、大川ヲ望ミ、聖岩、大川ノ南ノ岸ニアリ。其ノ次ニ、倉本谷、
精立谷等ヲ踰エテ、此ノ所ヨリ、奥定明神へ、一里、此ノ間ニ、檜
繩木屋、桑木谷。此ノ所、直道ハ、大杉ヨリ、紀州熊野へ踰エル道

ナリ。右ノ小徑ハ、奥定ニ至ルニ、谷ニ下リ、谷川ヲ涉リ、又、山ニ
上ルコト一町許。是、桑木谷ナリ。又、大川ヲ、南ニ涉リ、右ニ、大川
ヲ望ミ、大口谷ト云フ。川原、三四町許歷テ、鶯谷ニ至リ、右ニ望
ミテ、又、大川ヲ涉リ、川原ヲ登ルコト一町許。又、大川ヲ、南へ渡
リ、右ニ、大川ヲ望ミ、川原ヲ歷テ、又、大川ヲ渡リ、左ニ望ミ、又、谷
川ヲ涉ル、五六處アリ。此ヨリ、大ガヒト云フ。左傍ニ、炭燒道ア
リ。字ハアナギト云フ處、領主紀州侯炭役所ナリ。奥定ヨリ、二
里、又、桑ノ床ト云フ。右ノ河中ニ、大岩アリ。大貝谷ノ内ナリ。其
ノ次、奥定明神入口拜殿アリ。三間四方許。其ノ所ヨリ、川岸ニ
下リ、手水場ナリ。其ノ川ノ向ニ、大岩アリ。高、百間許ナリ。濶、二
町許。其ノ岸腹ニ、石窟アリ。辨才天ヲ祭ルト云フ。石ヲ切リテ、
祠ノ形アリ。手水河ヨリ、一町許、山ニ登リ、又、三町許、山ニ登リ

テ、鳥居、石階アリ。其上ニ、制札アリ。口定社ト同案ノ文ナリ。

大杉 同所ニあり。田、四丈、高さ、八十五尋ある靈木

奥定明神 同所ニ坐せり。神名帳考證ニ

中定明神 同所ニ坐せり。奥定明

七竈瀑 同所字宮川ニ在リ。七層ニ飛下せり。高さ、通計、六十三丈四

光瀑 同所字遷宮木屋ニ在リ。高

不動瀑 同所字不動谷ニ在リ。高さ、三十五丈、濶さ、五尺。其の左傍ニ、一

千尋瀑 同所ニ在リ。大臺原群峯より落つる溪流、此ニ至

美濃瀑 同所字美濃谷ニ在リ。高さ、三

西瀑 同所ニ在リ。高さ、三

登飛瀑 同所字鹹谷ニ在リ。高

釜瀑 同所字父ヶ谷ニ在リ。高さ、

飛瀑 同所字堂藏谷ニ在リ。高さ、二十丈三尺、濶さ、五尺。舊、木材運搬

嘉茂助瀑 一に、よこ／＼瀑といふ。同所字嘉茂助谷ニ在リ。

巴瀑 同所字西谷ニ在リ。高さ、十五丈、濶さ、六尺。龍壺深く

瀧原村 本村ニ、大字三瀧川、船木、野後、阿

三瀧川 宮川を隔て、下三瀧に對せり。舊ニ、多氣郡カ

多岐原神社 同所渡口の上に坐せり。皇大神宮の攝社あり。そのカ

皇大神宮儀式帳

瀧原神社 一處、在、三

稱、麻奈胡乃神、形石、坐、同内親王、

正殿一區、長六尺、廣四

尺、高七尺、玉垣一重、四方各

坐地三町、四至、東道南山、西北大川

延喜式 多伎原神社 同書齋宮式 多伎原社

神名祕書 多伎原社 麻奈古神、一名御

三瀨峠 同所より、野後より越ゆる山路あり。近年まで、熊野道者、西國巡禮、及紀伊牟婁郡より、魚荷を運搬する者、皆此の道を取

更たり。今、新道によりて、此の路を行くもの、甚稀なり。

船木 下三瀨の坤にあり。上三瀨より通ふ渡船場あり。熊野街道あり。昔ハ、多氣郡ありき。今、本郡に屬せり。

倭姫命の乗り給へる御船損せしむ、木をもて修理せしめたま

ひきよりて、舊を御船木村といひき。此の地より、上下數里の間、層

峯重岩、屹然として對峙し、浩瀚たる長江、其の中を盤廻せり。或は、

奔流、駛馬の如く、或は、蕩漾、靛藍を浮ぶ。礫硤、此族立せる所、水之が

為に怒り、蹄ふ。躑躅花、藤花の候も、箇々の紅紫、翠楸の間、輝映

して、景色をなむのたか。又、小舟を浮べて、急灘を降る、唐の李

白の詩に所謂、兩岸猿聲鳴不住、輕舟已過、万重山の想あり。

櫻鼻 船木と、野後との間にあり。傳へいふ。倭姫命の一行、此の所より上陸し給ひきと。

野後 熊野街道あり。里村、岩内の二區に分てり。坊間、山田區裁判所出張所、龍原村役場、郵便局、尋常小學校、祖靈殿等あり。

龍原宮 同所より鎮り坐せり。皇大神宮の別宮あり。宮域、六町餘あり。數十抱の老杉古槽、天日の影を障へ翳して、晴日よも、なほ、雨雲

の去來することあり。實に、神仙の境と云ふべし。

同並宮 皇大神宮の別宮あり。

倭姫命、三瀨川より真奈胡神の船に乗り給ひ、大川を泝り、船木を

経て、川合より、野後川に入り、此の所に上陸し給ひし時、美き宮地

なりと見そふを、して、真奈胡神よ、何の國ぞと問をせ給ひし、大

河の瀧原の國と答へ奉りきと云ふは、即、此の所あり。茲、小皇女、宇

太之、大字祢奈を、して、荒草を刈り拂せ、宮殿を建築せしめられ

たりき。この御殿ぞ、すれども、瀧原宮同並宮の起原なる。かくて、皇

女を此の地を万世不換の大宮地とし給をむ御心なりしども
大御神此の地を欲し給ふ地ふもあらず他に美き地を覓めて
鎮り座さしめよと御神教ありければ又此の地を出させ給ひて
遂に五十鈴宮に鎮り座しきとぞ其の時四年の間此の宮に鎮り
座しきよりて遥宮として別宮に列せられたり。

因ふ云ふ瀧原の名稱も此の野後川に落つる瀧四十八箇所あ
り。其中御調瀑好瀑吹瀑長瀑出谷瀑も本川の岩間をたぎち
落つる名あり。又太一御瀑小女瀑隠瀑大坂瀑布引瀑鉦子瀑紅
葉瀑御裳裾瀑も御手洗川に落ち岩ヶ瀬瀑の邊にて本川に合
す。又御葉押瀑鏡瀑谷合瀑善口瀑山見瀑駒瀑上田ヶ瀑尾崎瀑
中山瀑御影瀑神船瀑も宮域の南岩内の東より出でて本川に入
る。また後瀑杉瀑船瀑柳瀑八王子瀑烏瀑落合瀑清水瀑潛瀑神

樂瀑御休瀑下馬瀑耀瀑岩船瀑二瀑上瀑下瀑も宮域の北里村
の東山より出でて本川に落つ。又注連附瀑御供瀑向瀑櫻瀑二瀑
三瀑も大ヶ所管合より出でて本川に入る。此等の瀑は間にある
郊原あるを以ちてかく稱せしなるべし。

太神宮本記

從其處幸行美地不到給也真奈胡神念國名何問給支白久
大河之瀧原之國止白支其處乎宇太之大宇禰奈乎為天荒
草令荊掃天宮造令坐支此地波皇大神之欲給地不有止

悟給支

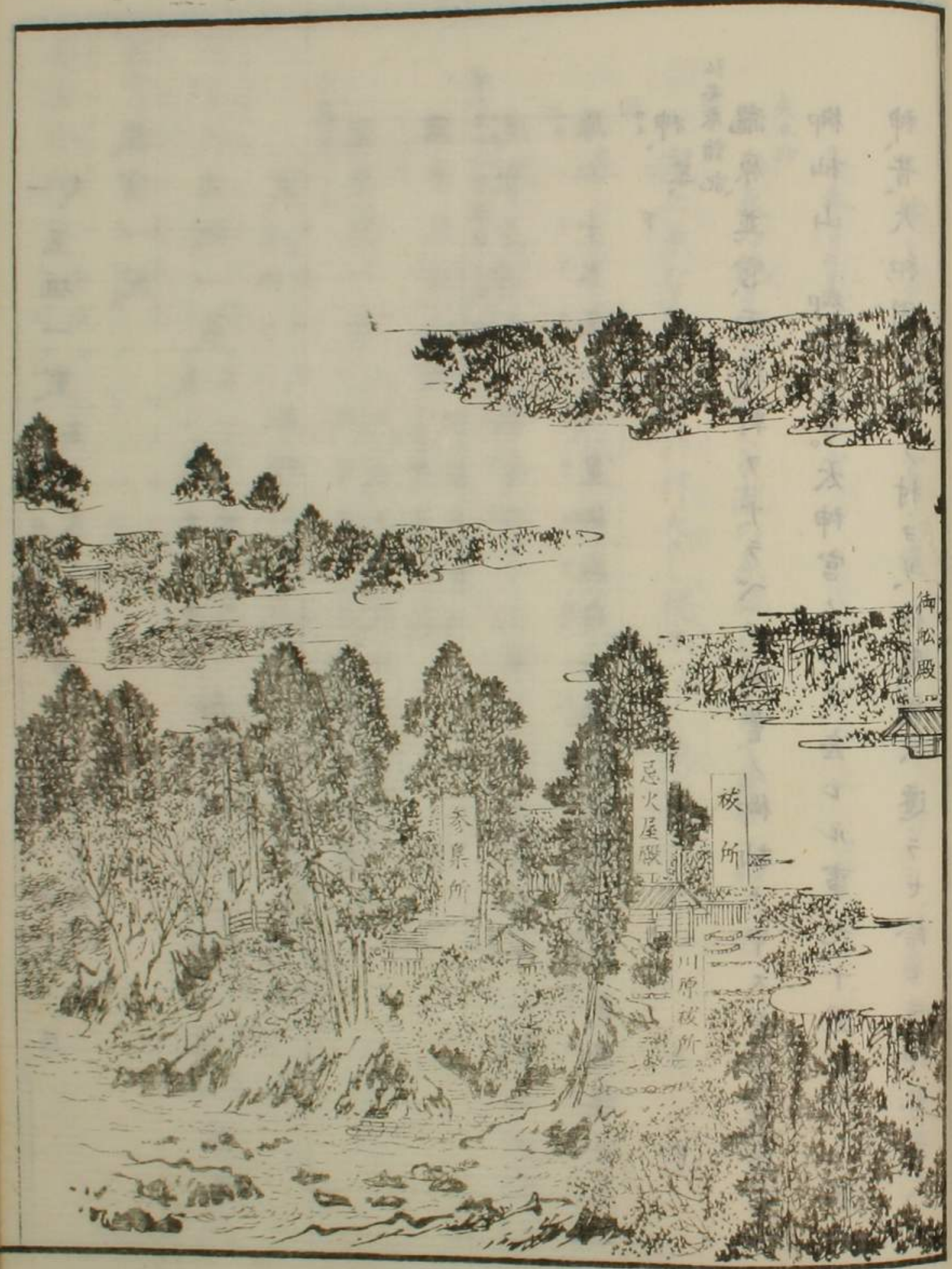
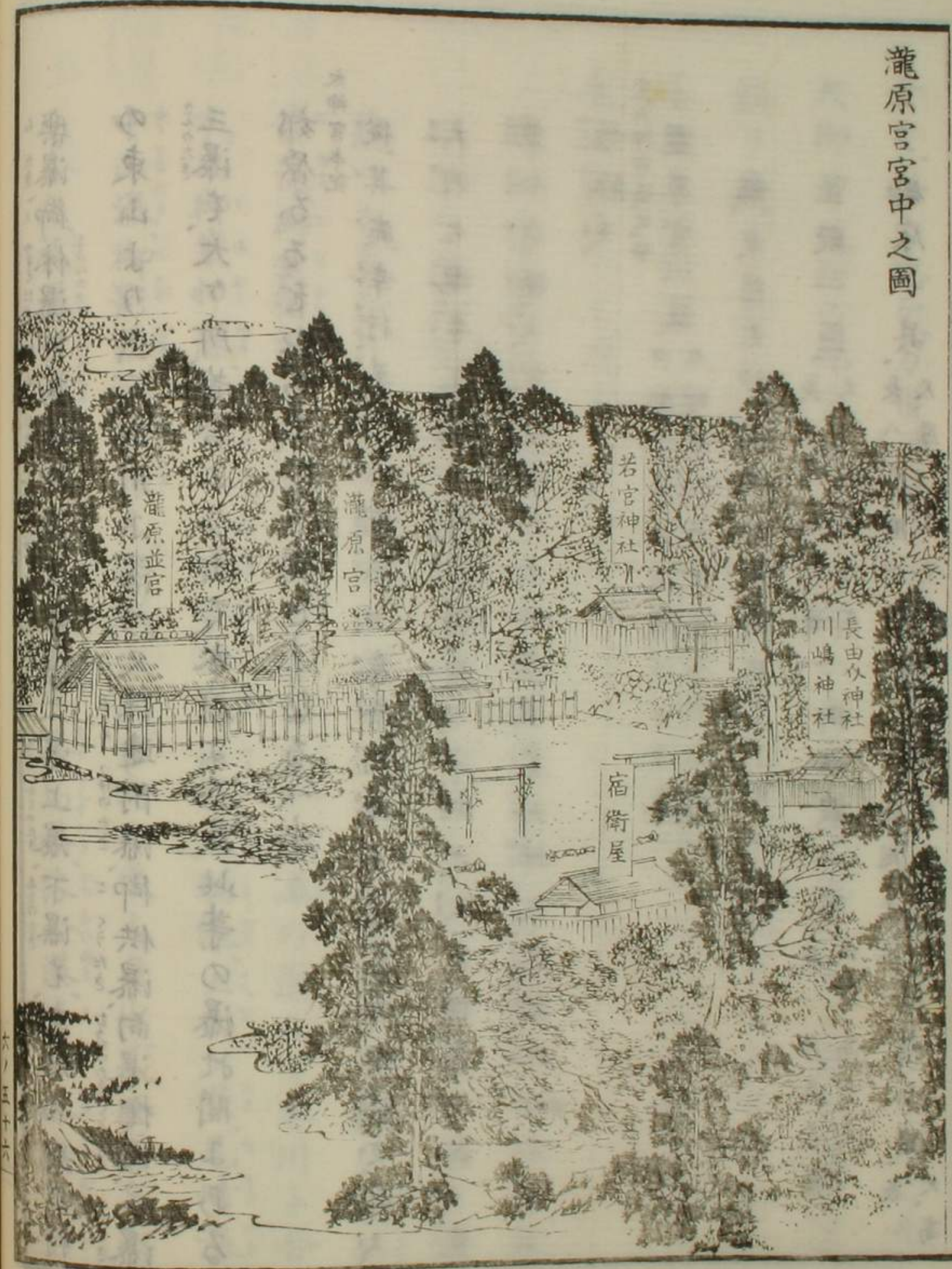
皇太神宮儀式帳

瀧原宮一院 伊勢志摩兩國堺大山中在
太神宮以西相去九十二里

稱天照太神遥宮御形鏡坐

正殿一區	長一丈五尺、廣一丈一尺、高八尺	御船殿一宇	長一丈五尺、廣四尺、高六尺
御床一具	長八尺、廣四尺、厚一寸半	瑞垣一重	長四十二丈、高一丈、御門一間、長八尺、高一丈

龍原宮中之圖



一、玉垣一重、長廻廿丈、高九尺、御倉一宇、長一丈一尺、廣九尺、高八尺、

並宮一院、

正殿一區、長一丈五尺、廣一丈一尺、高八尺、御床一具、長八尺、廣四尺、厚一寸半、瑞垣一

重、長廻十二丈、御門一間、長八尺、高一丈、玉垣一重、長廻廿丈、高九尺、

龍原宮一座、延喜式 太神、遙宮、在伊勢、與志摩境、山、去太神宮、西九十里、

龍原並宮一座、建久年中行事 龍原宮、祭、條、龍原宮、地、内、

度會乃河上乃龍原村乃下津石根仁、オホミヤハシラ 太宮柱太敷立天、カカマ 高天

原仁千木高知天皇御麻命乃稱辭定奉留掛畏支龍原皇太

神、カミ 下

弘安參詣記

龍原並宮兩所、軒ヲナラベテ、阿曾ノ御杣ト申ス。豐受大神宮ノ御杣山ニ御座アリ。太神宮ノ西ヲ去レル事九十里ナリ。天照太

神、昔大和國笠縫ノ村ヨリ、伊賀國へ遷ラセ給ヒテ、伊勢國へ入

ラセ給ヒシ始、此ノ宮ニ、遙ニ御座有リシカバ、摩奈胡神所ヲ去

リテ奉リキ。今ノ並宮ニ、オハシマスナリ。

夫木抄

白糸の絶えず落ちくる瀧の原跡たほめて幾世へぬらむ 荒木田延季

同 瀧の原ならびの宮は神たし猶末つく真つあらなみ 為家

同 浪と見る花の志枝のいそまら瀧の宮も若ともむらむ 西行

同 瀧の原散りて乱る花みさむねむにほくぬ錦ありけり 經信

圓位上人、十二卷歌合の、瀧原下巻書き遣きとて、

志涼きは絶え水くきの浅くもええぬあもれかけなむ 大納言實家

神祇百首 瀧の宮の道さまたげ小なりぬらむ浪とらまむさける卵の花 元長

河島神社 かたしまのじんじや 社地、詳ならず。今、長由介神社の殿内、合祀せり。龍原宮の所攝あり。

若宮神社 わかのみやのじんじや 龍原宮の域内、東の方、坐せり。同宮の所攝なり。

長由介神社 ながゆけのじんじや 同域内、東の方に坐せり。同宮の所攝あり。

建文中行事六月廿三日龍原宮祭條
 其後神拜、先龍原、次並宮、次河島、次長由介、次天若宮、其後下

向

元祿勘文
 若宮、在龍原宮、長由介神社、在龍原宮、地內、河島神社、在龍原宮、地內、

宿衛屋、御倉、忌火屋殿、參集所、御橋、手水場、
宿衛屋、地內、東、御倉、地內、忌火屋殿、地內、參集所、地內、御橋、地內、手水場、地內、

岩龍神社、同所宇天野、坐せり、郷社、
岩龍神社、同所宇天野、坐せり、郷社、

頓登橋、同所宇頓登、五十川、架せり、舊、擬寶珠を付、
頓登橋、同所宇頓登、五十川、架せり、舊、擬寶珠を付、

石籠橋、同所宇金徳坂、石、
石籠橋、同所宇金徳坂、石、

神生山瀧原院、同所の南荒堀山、あり、禪曹洞宗、あり、
神生山瀧原院、同所の南荒堀山、あり、禪曹洞宗、あり、

鑛泉、同所宇裏道、大内山川の岸、あり、明治十一年七月、
鑛泉、同所宇裏道、大内山川の岸、あり、明治十一年七月、

泉質、炭酸泉、本泉中含有ス一所ノ各成分、及其ノ量、左ノ如シ。

遊離炭酸 多量

硅酸 稍多量

格魯兒 多量

硫酸 痕跡

麻屈涅失亞 最多量

加爾基 最多量

礬土 痕跡

加里 著明

那篤倫 多量

固形分合計四、六四瓦

温度五十七度、内服、外用、共ニ、諸般ノ加答兒症ニ適ス、主

ナルモノヲ舉グレバ、
 氣管支可答兒 喉頭加多爾 腸胃加答爾

膀胱加答爾

子宮加答爾

砂淋

石淋

不妊

膽石症

便秘

惡心

胃瘧

ヘステリー

貧血

消化不良

等ニ効用アリ

長者野

同所より、阿曾又至る街道あり。地勢平坦にして、雜草茂生せり。東西四百十間、南北二百六十一間、面積五万八千五百

金塚

長者野、二箇並びてあり。土俗、金の難を埋めたる所ありといへり。近年、此の塚を掘り、白石夥多出でたりとぞ。是、恐らくも、龍原二宮此

御調瀑

一に、大瀑といふ。長者野の北に在り。高さ一丈、濶さ五尺あり。此の所にて、毎年六月一日、村民、年魚を捕りて、龍原宮に供す。また、早天に、雨を祈る、必、靈感ありと云ふ。内宮儀式解に、河島社、いづこみや。定かみ知り。龍原宮地、中世の圖を見れば、龍原宮御前の南の邊に、河島社と記せれど、いかかるみや。按ずるに、龍原山の南とおぼゆる所、岩内村を過ぎて、御龍あり。

水勢きびしく、世々珍しき龍川あり。かの里人も恐れて、不淨のもの、此の邊に至らず。この瀧は、神坐すよゝあまは、河島社と、これからむと記したる。ハ、此の御調瀑のことあり。

阿曾

野後の南に在り。龍部新田、藤ヶ野新田、録治ヶ瀬新田の属邑あり。熊野街道あり。

城趾

同所あり。大内山但馬守の占據せし所あり。

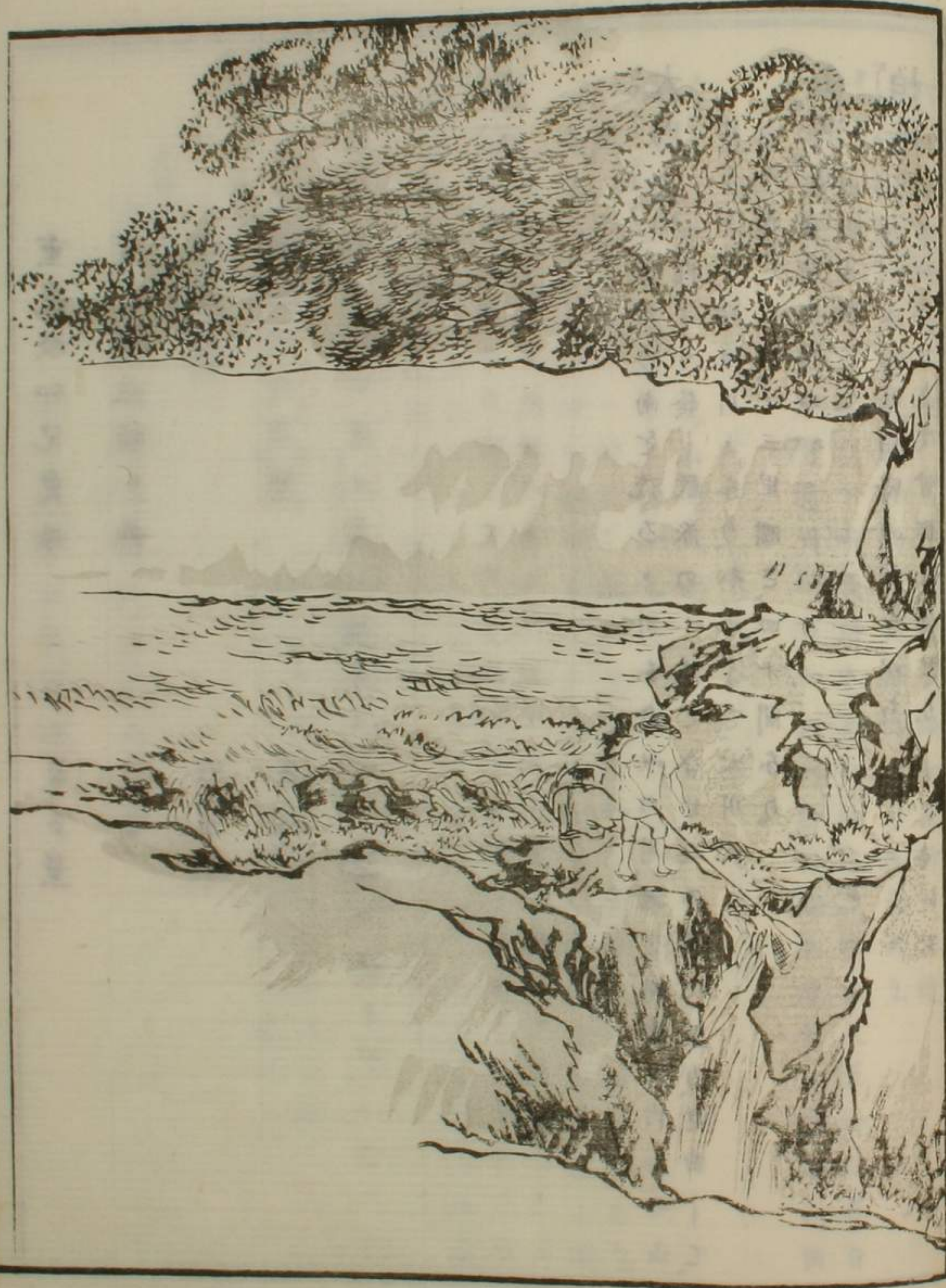
阿曾鑛泉

同所字片山にあり。熊野街道に属せり。旅館、數軒立ち並べ、浴室、速近より來集せしむ。舊竅壅塞して、明治十年十月、今の所より發見したりとぞ。内務省衛生局の分析、左の如し。

泉質、炭酸泉、

無色透明無臭ニシテ、刺戟性ノ鹽味アリ。其ノ反應ハ、弱酸性ニシテ、煮沸スレバ、著ク、亞兒加里性ヲ呈ス。含有スル所ノ各成分、及其ノ量、左ノ如シ。

格魯兒那篤留母 最多量
重炭酸那篤留母 最多量



御調瀑之圖

重碳酸加兒叟母

最多量

重碳酸亞酸化鉄

多量

硫酸鹽

極僅微

麻屈涅夫亞鹽

著明

温度七十四度、比重八、攝氏五度ノ温ニ於テ、一〇〇七
五ニ居ル。

鹽宮

同所鑛泉井の傍ニ坐せり。社地ニ古樹の叢生したる岡阜あり。此の地、重碳酸の爲ニ凝結せる木葉堆積して、自然、岩石ニ

大内山川

同所の南を流る、川あり。此の川、源を、同郡大内山の山間より發し、數派の小流を合せ、此の地に至り、迂曲して、北より下り、野後川とあり、船木にて、大川に入る。長さ、大約、十三里、濶さ、四十間あり。

小河橋

同所大内山川ニ架せり。本村ニ、大字柏野、崎村を以ちて成立せり。度會郡ニ屬せり。

柏野

阿曾の南一里にあり。注連小路木屋新田、注連野新田、垣内尻、柏古和河内新田等の屬邑あり。

崎村

柏野の南にあり。下崎、長野、木屋、沖田、木屋、笠木、木屋新田、春日、木屋新田、三合野、新田、崎古和河内新田、錦木屋新田、横谷新田

崎城趾

同所ニあり。山崎武部少輔の據りし所あり。此の地ニ、度會郡の西南極あり。

大内山村

米ヶ谷峠を越ゆるときは、紀伊の二郷村、及長島浦より出づる。

潮井

同所米ヶ谷の山上ニあり。食塩を製造せり。其の近傍ニ、地蔵の石像あり。潮水の満干ニ隨ひて、全身ニ濕乾ありといふ。

大内山城趾

同所ニあり。大内山、但馬守某の據りし所あり。由、伊勢軍記ニ見えたり。

一之瀬村

本村ニ、大字川上、脇出、市場、和井野、小萩、柳村の總稱あり。土俗、一之瀬谷といへり。度會郡ニ屬せり。

神風抄

一瀬、御菌

帝釋氏所藏文書

伊勢太神宮領一瀬、御菌郷内之事

東八限、奈井瀬、横峰

四至

西ハ、高山神之久岐之佐、ハタ、

南ハ、限志摩根、

北ハ、限峯東へハカラス山、

北ハ、シラタキマデタニラカギルナリ。
カゲ山ノウサキラ、カギルン。ホリキリマ
デ、ヒカウクロイシマデ

貞治二年八月廿八日

六郷之老若江

吉野日記

建武四年四月五日、尊氏、細川和氏を以て、公家領を貶す。尊
澄親王、勢州一の瀬山の奥にて咏ず。

深山をを獨な出でそほとぎに我も都の人へ待つらむ

一之瀬御所舊趾

今、詳ならず。田丸中務少輔具直の息男具良の住
居せし所を、一之瀬御所といひきとぞ。脇出村帝
釋氏の家に、北畠信雄の
書翰を藏せり。左に掲ぐ。

帝釋氏所藏文書

濃州之儀、兼て、可討果處、種々令詔言候間、先赦免之事、今

度働様子、玄蕃より迄、一書に遣候間、可遂披覽候、萬方属存分

候間、於時宜ハ、可心易候、然上、廿五日到清須令歸城候、諸卒無

異事、就中其國之一揆等、端々可蜂起候、由候無是、非事共候、實

正其分、又候へむ、此方之人數、幸明隙にて在之事候間、一左右次

第可差越候、何色も申談可成敗、事簡要候、恐々謹言、

十二月廿六日

信雄 花押

一、瀬殿

田丸中務少輔殿

川上 野後の東五里に在り。一之瀬川の
源流あるを以ちて、此の稱あり。

處女岩 同所、山腹に在り。下より見上げれば、百丈許の懸崖あり。
南の山より、其の岩の上面は登れば、二百疊も敷らるべき

廣さあり。平坦なること、砥の
如し。實に、奇石といふべし。

今書考物備のる

在しる一五七

以事乃言及御何

事し戸後と御何

事とあふ事御何

事月共事 信雄

一際久

田中事務の備久

倭姫命野後より重疊の山嶽を経て、此の所へ出でさせ給ひし時、大御神を暫、此の岩に上り座さしめ奉り給ひきやぞ。今も猶山坂五里ふして、中程は藤小屋といへる、樵藪の假家あるのみ。まして千歳の昔もいふありけむ。然るも皇女にがくる嶮路をも厭らせ給はば、徒行志給ひしを思へむ、かゝるやもいふことくなく。

因ふ云ふ。此の村は玉串某と呼ぶ者あり。傳へ云ふ。皇女御巡行の際、此の者此祖先、玉串を遣りし故以ちて、かゝる姓を賜りたりと、今、其の家を尋ねしに、果して、同村六番屋敷に位みて、戸主を玉串岩松といへり。

南中

川上の東よりあり。此の村より南、能見山を越えて、南島道方に出づる道あり。

鷓鴣石

同所の西南十町許、字井口谷にあり。

此の石、高さ十丈餘、濶さ二十丈餘ありて、屏障の如く立てり。其の右、百餘歩は一巖あり。其の所にて、聲を發せしを、巨岩の之に應ずること、恰人の假聲するに異ならず。享保十五年、伊藤東涯、此の地へ遊び、詩文を作さり。後、東原氏の擧を得て、靈元上皇の叡覽に供せしむ。上皇、畫師山本宗仙に勅して、之を六曲に屏風と畫り、志め給ひき。よりて、其の名、遠近に傳播せらるに至れり。
勢遊志
行、二里許、而至中村。山川紛糾、有所謂、鷓鴣石、類然。乎山之半腹、路迂而窄、攀躋扶曳、且望且行。者三四町、至其下、而觀焉。高十餘丈、濶二十丈許、西北面、灌莽被其根、無復喬木。其右相距百餘步、有巖、其上可坐、數人、同行輩據焉。而言、或歌、或打腰鼓、兩石之間、有稍平處、罷能而坐、聽則石即應之。或爲人言、或歌、或打腰鼓、輕重舒疾、一無所差、如隔幔、而言其

聲在左角。意。屋中受物。猶鑑之寫影也。唯笛不應。豈律不協乎。前時草木深阻。人未之知也。四五十年來。斧斤濯。山人始聞而異之。懼而走。後徂聞。遂爲名石。春秋時。有石言于晉之魏榆。其殆是乎。唐鄭常洽聞記。南嶽岫嶠峰。有響石。呼喚則應。如人共語。而不可解也。南州南河縣。東南三十里。丹溪有響石。高三丈五尺。濶二丈。狀如卧獸。人呼之。應笑亦應之。塊然獨處。亦號曰獨石。及東坡記。石鐘山。亦類此。造物之妙。真不可測也。

山腹有奇石。雄峙。彼峻嶒。推挽賴壯夫。壺觴偕親朋。搜訪行數里。躡雲。鼎負登。踞岩人偶語。石中笑語興。有時擊腰鼓。石中鼓聲。整谷神長不死。天籟自相應。昔聞魏榆石。豈是有物憑。萬象孰司宰。其故庸詎徵。

宮川の上。ふる一瀬村。度會郡の中あり。村西の山腹。奇巖有り。昔知る人なかり。三十年計前。村人等。樵の爲。此の巖。往きて。同行の者と。言語せし。空中に。聲ありて。其此談話に。應むること。高低清濁。委曲かり。山鬼の所爲なりと。思ひて。皆畏きて。走り還る。其の後。膽氣有る者。屢行きて。試むる。此の巖中。應むるなることを。明み探り得て。其の畏も止みて。近隣より。來り觀て。物云ふ。岩と稱したるを。次第に。人の知りて。京都より。此參宮人等も。此を尋ぬるやうに。成りたり。誰人の。蹄けたる。や。十四五年來。之を。鸚鵡石と呼びて。上を。法皇此圖を取り給ひ。下を。竹田出雲。巧み入りて。より。其此名。大に成りたり。享保十七年。東涯先生も。此に來り觀て。大に之を嘆して。外國の書。就きて。閱るに。南嶽岫嶠峯。不在

る響石、南河縣に在る獨石といふもの、全此に同トかるべしと云へり。

脇出 川上の東に在り。南中より、一之瀬谷を下る順路あり。

勢遊志

十七日、發駒野、過小菽、至脇出村、店中遇童子、問其名、居則帝釋氏也、言念五經、且記先人之名、亦可奇也、齋藤紙、巧詩、

因題云

因、到深山幽谷、陸、偶然逢著、讀書兒、欲尋奇石、不分路、燕

尾羊腸報我知

脇出岩趾 村の中央に在り。脇出殿屋敷と稱せり。北畠國司の臣向井將監某の占據せし所あり。

和井野 脇出の東に在り。舊記に、和比野と記せり。此の村の東、神坂嶺を越えて、齋田へ通ふ道あり。

倭姫命、一之瀬谷に至り給ひしに、廣漠たる原野ありけむ、皇女思ほしめさく、此の所を美き宮地あり。されども、大御神の御

幽慮を憂はざる。また、他、美き地もやあるや、御心も覓め

わびさせ給ひきよりて、此の野を、和比野と號けたりとぞ。野後

此の和比野は出でさせ給ひし御道筋に、二様の説あり。一は、野後より、五里の山路を経て、直に、一之瀬谷に出づる道ありといひ、一は、野後より阿曾柏村を経て、村山、神崎不出で、夫より、河内東宮、贊、槌柄を過ぎ、道方より北、野見坂を越えて、此の谷に入る道ありといへり。今、實地、後説の道途を跋渉せし、迂回あるのみならず、風濤の烈しき南島北海岸を、宮地を覓め給ふべき所とも思われず。因りて、南溪の著せる伊勢鸚鵡石の記、及土俗の古傳説を採りて、前説を採れり。

大神宮本記

其時、大河自南道、宮處覓る、幸行、美野、到給、天宮處覓、陀賜、其處乎、和比野止号支。

御山 同所あり。小き岡なれど、古樹生ひ繁れり。土俗の口碑に、倭姫命、巡行し給ひし時、大御神を坐せ奉りし所ありといへり。

今、此の前を尊敬して、葬儀の通行を禁ずる由、又、傍に、池社と稱する森あり。一村の祭事を行ふは、先、此の所を拜し、後、祭場とぞ。

一之瀬川 本村川上より流れ出で、無数の細流を集め、小川、鄉村を貫き、川口まで、宮川と合す。約長、五里あり。此の川は、栖む

年魚を、河上太郎と稱す。頗美味なりと云ふ。

柳村 腸出の北にあり。同所より、怒仁公の御茶

小川郷村 本村も、大字駒ヶ野、小川、火打石、日向、栗原、五ヶ

駒ヶ野 柳村の北にあり。内城、田村、榎橋、宇治山、田町、中島へ

小川 駒ヶ野の北にあり。柑子、垣

神鳳抄 生鮎、御菌、小河、同書 柑子、御菌、三斗、六月

川口 小川の東北に在り。一之瀬川の宮川

沼木村 本村も、大字圓座、神菌、上野、横輪、上村、下村、

神菌 川の東北に在り。宮川に沿

神鳳抄 上菌、御菌

圓座 上野の西に在り。横輪川の南岸に在り。神鳳抄云、衣佐、御菌とあ

古圓座、神菌の地を、津不良と稱す。た

上野 神菌の東に在り。横輪川に沿へり。

神鳳抄 上野、御菌

横輪 上野の南に在り。此の谷の総名を、一字郷と稱せり。同所より、

横輪 龍ヶ嶺を越えて、宇治の五十鈴川に出づるを、龍

横輪 川 水源、床ノ木の山間より流れ出で、此の所より、迂

飛瀑 同所、字飛瀧、山に在り。高さ、五

宮本村 本村も、大字勢田、旭村、藤里、前山、大倉、佐

津村 上野の西北に在り。宮川の東岸

園相神社 同所、坐せり。阜大

倭姫命、一之瀬谷より出でさせ給ひ、久具村を経て、此の邊に至
り給ひ、時、園作の神参りあひて、御園の地を奉れり。今の神園
の地よりて、此の社を定めさせ給へりとぞ。

因よ云ふ。日本書紀允恭天皇の巻、能作園乎、汝者也とあり。此の園作神も、園地を經營せられによりて、かく稱へたるなるべし。

大神官本記

從其處幸行、園作神參相天、御園地進支、其處、悅給、互

園相社定給支、

皇太神官儀式帳

園相神社一處、

稱、大水上、兒曾奈比、古命、形石坐、同内親王定、祝、

正殿一區、長九尺、廣七尺五寸、高四尺六寸、玉垣一重、長八丈、坐地十町、四至

東川、南、西、大

山、北、公田、大延喜式太神官所攝廿四座社記

園相社、在、沼木、郷積、良村、前社、

神名祕書

園社、大水上、兒、前社、在、沼木、郷積、良村、

目豆野、津村、在、土俗、メ

圓山、津村と佐八との間に在り。小く丸き山あり。巔、松樹あり。土俗、神蹟と稱して尊敬せり。

倭姫命、津村の東の方なる小野をみそなをりて愛で給ひ、つづらや號けさせ給ひきとぞ。今なを現存せり。

大神官本記

從其處幸行、美小野有支、倭比賣命、目豆給天、即其處乎

目豆野、止号支、又其處、圓、有、小山、其處乎、都不良止

号支、

佐八、津村の東北に在り。舊、澤道と書けり。澤道、小野の故事も、第二卷に出せり。

御船向田國、同所あり。其の地、詳ならず。或ハ云ふ。向小田と云へる所ならむと、

倭姫命、津布良の目豆野より、此の所に至らせ給ひ、時、大若子命、御船を浮へ、御迎ふ参りにき。時に、皇女、四年此間、瀧原の宮に御駐在せさせ給ひ、また、一の瀬、此あたりを巡行して、宮所を覓

めさせ給ひ、遂に覓め託ひて、官川の東岸をたどらせ給ひ、節
なれむ先大若子命に、吉き宮地ありやと問ふせ給ひき。あに、
大若子命、伊須くの河上ふ、吉き宮地ある由を奏上せり。皇女悦
むせ給ひて、此の所此名を問ふせ給ひ、あむ、大若子命、言壽き
奉りて、御船向田國と申すよ、答へ奉り、趣古傳よ見えたり。
往くさよは、相鹿瀬よて、御船を乗り捨て給ひ、返るさにも、此の
わたりよ、御船に召させ給ひて、官川を下り給ひ、なり。

太神宮本記

其時、大若子命、從大河、御船乎率、御向余參相支、于時倭比
賣命、大悅給天、大若子余問給久、吉宮處在哉、白久、佐古久
志呂宇遲之、伊須く乃河上余、吉御宮處在止、白支、亦悦給
天、問給久、此國名何、白久、御船向田國、止、白支、其處、
余乘給、幸行支、

前山 津村の東北に在り。第二

穂原村 本村、大字押淵、始神、齋田、伊勢路、内瀬の総稱

始神 一之瀬村南中の東に在り。此の所より、齋田、伊勢路、内瀬、五箇
所、神津佐等を経て、志摩國、答志郡、迫間、出で、皇大神宮、別宮

伊雜宮に參詣
する便道あり。

若宮八幡宮 同所、垣外
に坐せり。

押淵 始神の南の山間に在り。舊記よ、葦淵と書けり。いにしへ、伊勢
國より、志摩の國府に至り、官道あり。神宮神塚の標木、元々、

尾垂に在り、を、淳仁天皇の天平寶字三年
に、此の所より移り、由、續日本紀よ見えたり。

續日本紀天平寶字三年十月條
戊申、去天平勝寶五年、遣左大辨、從四位上紀、朝臣飯麻呂、
限、伊勢大神宮之界、樹標、已畢、而伊勢志摩兩國相爭、於是、

遷、尾垂、刻於葦淵、

神風抄

押淵、御齒

齋田 始神の東に在り。一之瀬村和比野より、
此の所に至る路あり。神坂峠といふ。

大歳社 おほこのやしろ 同所より内瀬に至る道の右に坐せり。城内古木叢生して風致を存せり。或も云ふ。長徳檢録に載する鶴倉神戸大歳社也、此の社

からむと、
長徳檢録

鶴倉神戸大歳社

八柱神社 やしろのえいじや 同所字御堂谷に坐せり。

伊勢路 いせぢ 齋田の東南に在り。此の地、舊ハ志摩國に属したりき。

八柱神社 やしろのえいじや 同所に坐せり。

津島神社 つしまのじんぢや 同所に坐せり。

穂原村元標 ほはらむらのげんべう

度會郡役所 七里五町 三重縣廳 十七里十町

豊橋衛戍 五十三里二町 第三師團 三十八里廿三町

宇治山田警察署 七里四町 山田區裁判所 七里三町

内瀬 ないぜ 伊勢路の東に在り。海灣に面せり。舊記に奈井瀬又鳴瀬とも書けり。此の地は、齋田、大江等の村に、鶴倉神戸の遺蹟も

て近年まで御贄及風日祈祭の御料などを調進する恒例ありき。

神鳳抄
鳴瀬御茵

建久年中行事
四月十四日、件御笠御蓑菅、自内瀬兼日備進。

永仁五年假殿遷宮記裏書
二所太神宮神主

注進可早經次第上奏、且任承久院宣、且依覺能律師契狀進退、當寺領塩濱内瀬、黒坂被勤仕神役寺役、釋尊寺別當法眼和尚位隆俊訴申、或為甲乙人等稱買得不從、所堪或為靜真阿闍梨、居籠覺能律師、改質券文責取讓狀、以太神宮御領内瀬御園寄附十禪師社、申下座主宮令旨放入、數多使等擬闕如嚴重供祭上分、違例不信事、

副進

本解、在具書等

右得彼隆俊今日日解狀、偁子細載狀中也、如其狀者、訴申之旨、非無其謂歟、然則早經次第上奏、任證文道理、被裁下矣、仍注進如件、

建長四年七月七日

大内人正六位上荒木田神主光永

皇太神宮

禰宜正四位上荒木田神主延季

○以下神主九員の連署ハ之を畧す。

大内人正六位上度會神主國行

豐受太神宮

禰宜正四位上度會神主行能

○以下神主九員の連署ハ之を畧す。

村島神社

○右注進狀は添へる祭主、宮司の解文あれども、煩しけれを之を省く。同所の東南、海岸を距ること百七十間許は、一小島あり。高濱島といふ。其の地は坐せり。土俗、朝比奈三郎の塚と

稱せり。古樹蟠屈して、墳墓を擁す。傍は鳥居小祠を建てたり。

神鳳抄 志摩國村島

龍神社

同所字大坪

南海村

本村は、大字迫間浦、相賀浦、礫浦の総稱あり。舊志摩國ありき。今ハ、度會郡に属せり。

迫間

内瀬の南にあり。海岸深さ七八尋あり。船舶の碇泊し、便あり。土俗、字フクラといふ。五鈴遺響、志摩國古圖考等に、此の地を、

迫御厨と充てたり。誤あり。

礫

迫間の東南にあり。舊記は、佐々良とあり。

神鳳抄 佐々良御厨

公文筆海抄

佐々良島刀禰

建久年中行事

佐々良

相賀

礫の西南にあり。舊記は、相可と書けり。此の海灣は、暗礁、三ヶ所あり。

神鳳抄 相可御厨

建久年中行事

相可

中島村

本村は、大字道方竈、大江、道行竈、阿曾、大方竈の総稱あり。舊志摩國ありき。今ハ、度會郡に属せり。

大江

相賀の西北に在り。舊記は、大屋島とあり。

神鳳抄 大屋島

道方 大江の西北に在り。此の所より北、能見山を越えて、一之瀬谷
は、皆此の道を取れり。因に云ふ。和名類聚抄志
摩國の郷名に道瀉の目あり。是其の本邑あり。

神鳳抄 道方

阿湍淵御瀑 同所字アセ淵に在り。高さ十四
丈四尺。淵さ九尺ありといふ。

大方 道方の南に在り。舊記
にも、大久田とあり。

神鳳抄

大久田御厨

神領目録 大久田御厨

八幡神社

同所坐せり。村社あり。神体ハ、騎馬の像あり。

抑當社八幡者、往昔我黨先祖平維盛卿擬宇左八幡宮而
奉造模形像、所被奉護持于處、戰場也。然而一谷廢退之
刻、更離身給事無之。一谷之後、紀州尚至、當國持念給、而後
行弘長盛傳之。今至某奉草舎、恐神威造立小祠奉安鎮之。

者也。情案祖先之事、神意雖無阻隔、時運又可奈何。況有前
葉哉、向後謹而奉拜。此神殿禮奠無怠慢者、蒙擁護事、万世
不可疑者也。為後葉記之。奉添神像云爾。正應三年庚寅八
月十一日、平維盛四代末葉岸上右衛門兵衛平行盛記之。

道行

大方の北に在り。舊
記に、道後と書けり。

神鳳抄 道後

阿曾

道行の南に在り。阿曾浦
阿曾里の二邑に分てり。

神鳳抄 阿曾御厨

八柱神社 同所坐せり。産土神あり。

鵜倉神 同社域に坐せり。此の社元ハ、樋柄浦あり。大倉山

同社域とも云へる所。鎮座坐志き。寛永六年三
月、その地より、此の社域に移轉せり。故に、大倉社、又、龜場御前
と稱したり。然るを、近年に至り、今の社號を改めたりとぞ。

鵜倉村

本村也。大字東宮、奈屋、贅浦、樋柄の総稱あり。此の
地も、舊ハ、志摩國ありき。今ハ、度會郡に屬せり。

能見坂眺望之圖



慥柄たから道方の西に在り。雀島と云へる属邑あり。

此の地を、大同本記、神宮雜例集等に見えて、國崎、鶴倉と同一く、大御神の朝夕の御饌、御贄處と定められし舊蹟あり。今に、其の神戸社存せり。

大同本記 島、國國崎、島、鶴倉、慥柄等、島、朝、御饌夕、御饌止、詔而、由貴、

潜女等定、給、氏、還、坐、時、神堺定、給、支、

神宮雜例集神封條 國崎、鶴倉、慥柄等、島者、朝夕、御饌、御贄之所也、

太神宮諸雜事記康平二年三月條 豐受太神宮乃東寶殿、棟持柱二本、高宮、棟持柱二本、及大

宮乃外院、御材木百餘物、自慥柄、小川、以、數百人、夫等、奉流

之間、〇下

公文筆海抄 慥柄神戸司、慥柄神戸、總追捕使、慥柄神戸、四度使、

慥柄神戸、刀禰、慥柄神戸、檢校、

神風抄 慥柄 慥柄神戸

慥柄神戸社 同村の中央ある小山の上に坐せり。村社あり。舊ハ、海

害の爲よ、今の地よ 遷りたりといふ。

長徳檢録 慥柄神戸社

鶴掠つら 鶴掠つら 所在、今詳

皇太神宮儀式帳、神宮雜例集、神宮の四至、南の遠堺を、鶴掠、嵩を限るとあり。今、實地を案むるに、鶴掠といふ名稱なし。慥柄浦古老の説よりいふ。吾が村中に、川あり。古も、其の川は南を、慥柄といひ、北を、鶴倉といひ、何を、何の頃あり。合併して、鶴倉の名を廢したりや、また、或説は、慥柄の西に、大山と稱する山あり。是、鶴掠嵩ならむ。其の山は、東に連絡せる小山を、今も、宇久良山といふ。三狐神と唱ふる神祠あり。是、恐らくは、宇久良宮ならむと云

へり。共に捨て難き説なれむ、姑、茲に記せり。

皇太神宮儀式帳

南志摩國、鵜、棕、嵩、錦山、坂、並、爲、山、塚、

贄浦

贄浦の西に在り。古來、御贄を、神宮小貢獻せるを以ちて、かく名づけたりとぞ。此の地も、南海の要港なり。船舶の上下するもの、必、こゝ、潮が、りする所あるを以て、妓樓、酒店、軒を聯ねて、頗、殷盛あり。また、湾曲に、牧島、雀嶋等ありて、風光、いんむ方

神鳳抄

贄島

建久年中行事

贄

同村所藏文書

今度贄村獵場之義、慥柄村島方之者望、申候へ共、如前、贄村

へ申付候、其上、慥柄島方之者拾三人、贄村へ引、こさせ有付、申

候、然ル上、贄村、慥柄村、山海境目之義、先規之筋目相違有、間

敷者也、

文祿參年八月十一日

稻葉兵庫頭

花押

贄村百姓中

蝙蝠窟

古も、神仙の栖居として、敢て窺ふ者なかりき。近年、漁舟の之を發見せしより、遊覽するもの多し。窟も、贄島より南二里許の一孤島ありて、南面に開けり。口徑、高さ、五間、濶さ、三間あり、稍入れを、廣敵大厦の如し。天井の巨岩、倒懸り、墜ちむと、して落ちず、崩さむとして、僅に留る、其の間に、雁金と唱ふる小鳥、巢を托せり。試に大喝すれば、岩號ひ、海吼えて、坤軸もくだけむ計あり。實に、奇觀といふべし。また、此の窟より一町許西に、屏風岩あり、兩壁の屈曲せる中、辛くして、小舟を通せり。法性山最明寺 同所あり、禪宗あり、傳へ云ふ。此の寺、北條時頼の開基にして、本尊も、弘長元年、鎌倉より勸請せるものなり。

東宮

贄浦の西に在り。舊記も、土貢、或も、土具、外具等と書けり。

此の地に、神役人十家ありて、毎年、月次神嘗祭の節、兩神宮も、秘密物 土の團子を、三角、柏の葉も包み、を貢獻する古例ありき。其、神比枝に懸けたるものなり。 の料として、舊領主紀藩徳川家より、拾石の田地を、充てたり。今、實地も就きて探究するに、兩宮大祭も先だちて、同所、西カチヤ、小字御柏と云ふ山にて、祭事を行ひ、秘密物を調へ、當番の者之

を捧げて、其所より直小、兩宮より由。此の事、古來、口に相傳へ、書類も傳はらずと云へり。又、土貢、土具此稱を、秘密物を進るより名づけし號ありといひ、東宮の稱を、近村小、東禪仙宮といふ古刹あり、中代二字を省きて、かく稱したるなりといへり。

神領給人引付
建久年中行事
土具 御厨 土具

神宮之中禮奠之間、為永例、有長柏、謂之、三角柏、件柏者、志

摩、國、吉津島、堺土貢島、内、在、山、中、生、木、上、也、

英虞郡東宮神社、神田三十五丸、仁平二年壬申八月所祭

壇、杵尊也、渡會權、禰宜延政、依奏夢之事也、

登隅島事、行基井、天竺ノタラ葉ノ木ヲ、此ノ島ニ殖工給へ

リ。今ハ、瑞ノ柏ト云フ也。九月新嘗御祭ニハ、此ノ瑞ノ柏ヲ取

リテ、御供ヲ備フル也。神宮ノ御供備ハルベキハ、切り落スニ、

水ノ上ニ、スグニ立ツ、横ニ成リタルヲ、不取也。

此の國は、三角柏といふものあり。中今の世は、志摩國の

内は、とぐの島といふ所あり。木の上は、かつらにやうにて生

ひたるを、登りて伐りおろす時、平小伏して落ちたるを、取

らず、豎ざまに落ちたるばかりを取る。その落ちやうにて、ト

問ふ事のありとかや云ひ傳へたる。中長柏ともいふや。

寂阿法師百首の歌の中に、思ふこと土具の御島の長柏なが

くぞ頼むひろき恵をと、下

勢州渡會郡東宮村神領之儀、太神官祭禮之節、從當村、秘

密之物、前々上ダ来候、慶、回領三石ニ事難調付、自寛永三

年、七石被加、都合拾石、為神領被、為附置候、然、慶、去、亥、年、當村へ、

同村所藏文書

伊勢記

庶米鈔

拾玉集所引志摩國風土記

元亨二年十月志摩國民部省圖帳

大浪揚右之證文流失仍此度重而遣之候、弥前之通、神事可相勤者也。

寶永五年十一月十八日

三大膳印
安帶刀印

東宮村

社人

左屋中

夫木抄

みまごころの柏のまじりはのおくし世を祝ひきにたり

長明

神祇百首

いづのさそ外具の島輪の長柏長き命ぞ人たのめなる

元長

東宮神社

同所よ坐せり。村社あり、土俗、ヘンバイの森と云ふ。此の社、大ふる石の鳥居あり。寛文三年、河村瑞賢奉建し、多りと云ふ。明の歸化人陳元贊の銘を刻せり。左よ掲ぐ。

巖々華表聳、具瞻兮、赭靈福一方兮、福一方兮、鼎奉不忘、聳具瞻兮、永劫閱闐。

武林沈白山人陳元贊沐手拜銘

河村瑞賢故墟

左の碑文は譲る。

瑞賢、此の地よ生る。若き時、江戸に遊びて、千辛萬苦を嘗め、終に、名聲を、天下よ轟かせり。履歴の大概

河村君墓碣銘并序

紀府講官神原玄暉希翊撰并書

君諱義通、姓藤、其先出於内大臣鎌子之後、鎮守府將軍秀郷十世孫、曰秀高、居于相州河村、因氏焉、秀高生秀清、文治五年、僅十三、從源賴朝伐奥州、泰衡能戰、有先登之功、後從勢州家馬、世為勢州人、高祖政村、曾祖政重、祖政房、皆仕國司北畠、世有軍功、天正四年、北畠為織田信長所滅、政房遂仕蒲生氏郷、隸田丸氏、從奥州九戸之役、戰功為最、終歸老于勢州、考政次不仕、微而不顯、元和四年二月乙巳、生君於

勢州渡會郡東宮莊君生而穎異有氣年始十三考托君於其友往江都戒之曰人當各有為焉汝往矣勉哉君遂起田里翩然東來個儻不羈日與都下少年遊人未有知之者也既冠稱十右衛門用其才能施之治生居無幾致富以貲雄於一世而未嘗急近功小利爭錐刀之末矣人亦莫能窺其以何才而然也當時權要皆以為材而未及用焉寬文中始舉差掌輿羽等州漕運事巡視東山北陸山陰西海山陽東海等遠沿海地方風梳雨沐跋涉殆乎万里籌策處置巨細悉備官糧若干無升斗沈沒罄達于江都其所施設若以為有司之法也大君嘉賞賜黃金三千兩延寶天和之間攝河二州之民洊苦水患天和癸亥三月少國老稻葉某奉命巡視河道以求濬治之策君亦從之呈其所見既而浚功議定

九月君奉差專掌工役事貞享改元其二月起役疏濬築鑿各有條理要之濬壅導滯使河水直達于海而已矣苦心焦勞五年而河功始完水患既平實貞享四年五月也元祿二年專管各所山場開採金銀礦煎辦與州豆州等坑金銀若干四年移病解事十年七月進見今大君十一年三月賜祿百五十俵令聽少國老指揮時年八十先是歸佛參禪自稱法名曰瑞賢至是更稱平大夫奉命管守攝河等州河功蓋前年餘功猶有可治者也殿辭之日賜黃金時服十二年河功畢三月歸江都復命此日廢其一子見之六月十六日以疾終于正寢享年八十二君為人剛毅方重外威嚴內淵雅慕古人非常之功視世俗屑屑若無一足為者慨然有志於軍國之畧而無時施之矣若夫身起市井致富巨万終獲食

祿、明時、人雖極爲榮、而非君之志也。君娶脇氏、子三人、長傳
十郎、早亡、次通顯、爲嗣、襲祿、次義篤、女二人、長早亡、次未嫁、
六月廿二日葬、于相州鎌倉建長寺金剛院、舊趾、號英正院、
傳筭瑞賢居士、銘曰、

有美其才、世莫我知、胡書一命、有志無時、
漕通河乎、不溺不飢、遺績在人、刻銘永垂、

元祿十二年歲次己卯八月十六日 孤子通顯謹立、

吉津村

本村ハ、大字村山、神崎、河内の総称なり。舊志、
摩國吉津庄と云ひき。今ハ、度會郡に属せり。

吉津御厨

外宮旧神樂歌

なつ奈津の島ま吉津よ奈津ぢ御の在こ守ー鏡ほ鏡ま鏡は鏡が鏡ほ鏡に鏡、あ鏡と鏡た鏡れ鏡た鏡ま鏡ま鏡、
ぜ前ぞ河かう内に河ち内、かう内つ内ち内ひ仙ト奈津り奈津、な奈津つ奈津の奈津こ奈津ー奈津う奈津、
河内河内の河内西河内に河内在河内り河内。舊河内記河内よ河内、小路河内と河内書河内。
河内河内の河内赤河内崎河内竈河内とい河内へ河内る河内属河内邑河内あり河内。

神原抄

小路御厨

僊宮神社

同河上坐せり。河内、神崎、村山三村の産土神にて、郷社と
り。域内に、皇大神宮を奉祠せる小社あり。これ、古の宇久
良官の遺跡なり。

河内村仙宮、神領、高三石之所、任先例、於其村、被成御寄進、候、
於神前、祢可抽、懇祈者也、

此、證文、鍋田源太左衛門、兩人折紙、御入國之刻、出置候處、神主
失候間、重る如件、

寛永三年正月廿八日

鱧兵部 成照花神

河内村

神主 系

東禪仙宮院舊趾

同所、宇奈津に在り。傳へ云ふ。天平九年十二月、僧
行基、天空の僧に請ひ、三角柏を植ゑて、祭事を行
ひき。其の後、傳教、弘法、慈覺等、此の所にて、法樂修行したりと、ま
た、嘉祥二年九月、僧圓仁も、鎮守會を執行せし由、志摩國風土記、

瑞柏鎮守仙宮秘文及石屋本縁記等より出たり。此の寺、何の頃
廢れしにあり。按ずるに、寶龜年中、神三郡の内より、造寺の事を禁せ
らるゝに、より、この志摩國に、伽藍を創建し、三角柏に附會して、
種の法會を行ひ、神佛混淆の傳記等を作りしものあり。此の
立崎、河内の東南字カラスベタに在り。神崎灣の東涯に位し、南海
波濤の間、隱見し、

舟行、甚奇險あり。

村山、河内の西に在り。同所より山路を
越ゆるに、柏崎と通ずべし。

神崎、村山の南にあり。一村、魚漁を業とせり。宇治山
田警察署、吉津分署、及吉津尋常小學校あり。

神崎灣、度會郡神前浦の東方に在り。東西十町、南北四町あり。底
質、泥土、深さ、四尋二尺より、十三尋に至る。灣内、暗礁多し。

定鼻、同所宇定山にあり。南海に突出せること、三十八町餘。方座浦
と、堺を接す。東に立崎と相對して、神崎灣を扼せり。危礁、嶺岩、

岬角に屹立し、怒濤、常に激
し、近づく大とを得ず。

島津村、木村に、大字新桑竈、棚橋竈、古和枋木竈、小方竈、方座
の總稱あり。舊、志摩國ありき。今ハ、度會郡に屬せり。

方座、神崎の南にあり。舊
記、芳草と書けり。

志摩國古國寺
芳草、今稱、今屬、伊勢國、

小方、方座の西北にあり。舊
記、小久田と書けり。

神鳳抄
小久田御厨、神領目録

古和、小方の西に在り。庄司氏所藏、延元二年九月廿六日、近江權守
親直、志摩國軍勢、催促奉書に、古和法眼、寂圓といふもの見え

たり。當時、此の地の豪
族なりしありべし。

棚橋、古和の西に在り。舊記
に、多和奈志と書けり。

神鳳抄
多和奈志

新桑、棚橋の西南に在り。本郡南瀕の極堺
より、紀伊國北牟婁郡に接せり。

此の邊、南海の村邑に限りて、村と唱へずして、棚橋竈、新桑竈な
や稱せり。これ、上世、所謂戸畑の遺跡にや。或は云ふ。壽永年間、平
氏の遺族、此の地に逃れ來て、潜居せしむ。其の裔孫、黨を結びて、
竈と名づけたりと。又、勢陽雜記に、凡、南伊勢浦、かまと名付く
る所多し。是、みな、塩をやく所あり。故に、かまといふとぞ、聖記せ

已。此の説、是に近し。

五箇所村 本村も、大字船越、中津濱、五ヶ所、切原、飯満の総称なり。昔、志摩國ありき。今ハ、度會郡に屬せり。

船越 内瀬の東に在り。志摩國に至る街道あり。

南船越御厨

南船越御厨

南船越御厨

土宮神社 同所字稻木に坐せり。

廳宣

可早任先例本員數、遂究濟徵納、令勤仕、式日之神役、伊勢國度會郡舟越村土社御饌料田事、

右件神田者、自往昔彼社祝等、全究濟徵納、令勤仕、式日之神役、致御祈禱者、承前之例也、然則於永代、不可有他人之綺之狀、所宣如件、以宣、

慶安元年五月 日

禰宜荒木田神主 花押 以下神主九員の連署ハ、之を畧す。

中津濱 船越の南の海中に突出せり。

中津濱御厨

中津濱

五箇所 船越の東に在り。灣内、東西六町廿五間、南北三町廿七間あり。底質泥土。深さ六尺より三尋五尺に至れり。村内、旅舎多し。

五箇所城趾 同所字城山に在り。天正年間、愛洲治部大夫重明の據りし所あり。

獅子島御所島 共に、同所の灣内にあり。

切原 五箇所の北、山間に在り。此の所より、小倉峠を越えて、床の木に至り、それより、山路百町許ありて、宇治山田町大字令在家所に通ずべし。近年、此の路を改修して、車馬の便を得たり。

切原御厨

志摩國切原御園定周以下輩濫妨事

白瀑 同所東部字白瀧に在り。高さ五丈、濶さ五尺。瀧つぼ、東西五間、南北三間餘あり。下流に、五箇所川に入る。

袖引山飯盛寺 同所北部字ハラヒト山の巔にあり。真言宗あり。

同所東部字白瀧に在り。高さ五丈、濶さ五尺。瀧つぼ、東西五間、南北三間餘あり。下流に、五箇所川に入る。

同所北部字ハラヒト山の巔にあり。真言宗あり。

神原村 本村も大字泉村、神津佐、下津浦、木谷、栗木廣、檜山、山原の総称あり。舊志摩國なりき。今ハ、度會郡ニ屬せり。

泉村 五箇所の東ニ在リ。此の所より、神津佐、山原を經て、志摩國迫間に至る。是、伊雜宮の參詣道あり。

神津佐 泉村の東南ニ在リ。舊記に、上津長と書けり。

神風抄 上津長、御厨 建久年中行事 上津長

磯部村 本村も、大字上之郷、下之郷、飯濱、山田、杵掛、五知、迫間、築地、惠利原、穴川、阪崎の総称あり。志摩國答志郡ニ屬せり。

伊雜村 磯部の舊称あり。下ニ辨ずべし。

粟島 延喜式神名帳ニ、伊射波神社の地名に掲げたり。イサの反、アふれむ、イサハを、アハシマとも呼びゝなるべし。シマとて、一區堺をふせる地をいふなり。

此の地、和名類聚抄、志摩國郷名に、伊雜と見え、皇大神宮儀式帳、延喜大神宮式、建久年中行事等も、伊雜の稱號ありて、最古き郷名あり。故ニ、此小鎮り座す、皇大神宮の遥宮を、伊雜宮と稱し奉れり。さるに、天牟羅雲命の裔孫磯部の氏人、遥宮ニ仕へ奉り、

代々此ニ住居して、一門蕃息せしのは、終ニ、磯部を以ちて、郷名に負せたるなり。其の子孫、今小連綿して、古文書數通を什襲せ

神宮雜例集

志摩國、六十 六戸

伊雜、神戶、〇中

右伊雜神戶別宮伊雜宮御鎮座之地、〇下

神風抄 伊雜、神戶

太神宮諸雜事記室龜四年條

十月十三日 志摩守、目代三河介、伴良雄、與彼國書生物判

官代酒見、文正、伊雜神戶檢田、裡為狩、天之伊雜宮之近邊、射伏猪鹿、已了、爰官人等雖加制止、專不承諾、仍内人等訴

申、於本宮、隨則太神宮申、上、官司、仍官司解、神祇官、奉聞、於公家、即被下、官使、召對、伴良雄等、離官院、各科、大、祓、又國司

南氏所藏文書 豎八寸 橫不詳

謹解

申承貞進所領塩濱并切間田等事

各庄處

在志摩國卷郡坂崎東地并塩濱者

四至 東限大浦口 南限山奉 西限水谷尾 北限海

右件地者碓部松春所領也而以此年治進於

故甲位大夫道被進領掌已其後為子

天行宣伊勢介博領之間以長保四年十月七

永北并直絹三正治却於故親文氏貞神王

素道退領掌無他妨隨則氏之永繼領掌徑

麥倩素物情氏之宗 廣太神德也者所貯

物是皆文供祭也就中件地從水谷中尾西根之

之內也以此中尾東私領之地為相傳各治却之由已

由而住人等以此件濱毛燒供三度布祭諸尊會

寺塩後仍同加貢進於皇大神宮昂出清塩

海菜之上久令恒例清穀備進之後至于後懸并

任傍輩之例永继於子孫令領知全致清饌之備仍
根之子細永貢進如件望請 本官裁判為後心

鑒仍注事狀謹以解

永永伍年歲月日

大神宮官符權祿宣正六位上崇番神

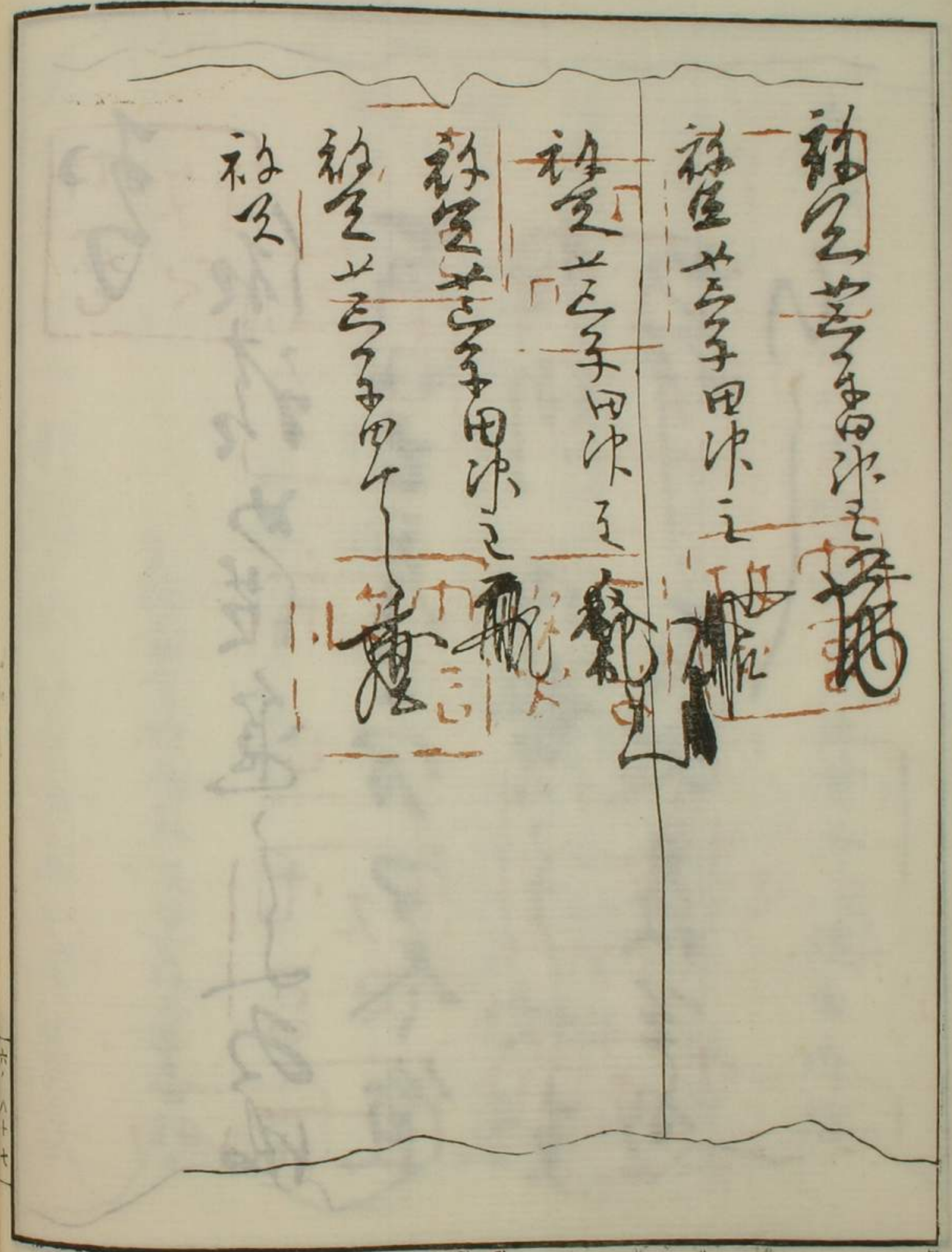
如電

依給如後進

西法去產上分

極的 高執事

在在



科中被被清已了

延喜式兵部
志摩國驛馬 鴨部、磯部 各四匹

迫間 神津佐の東に在り。磯部九郷の一なり。

上之郷 迫間の東北に在り。磯部九郷の一なり。伊雜宮參詣人の為み、旅舎、軒を並べた也。

磯部村元標

三重縣廳へ 十八里十二町 安濃津地方裁判所へ 十八里十二町

答志英虞郡役所へ 四里三町 鳥羽警察署へ 四里三町

第三師團へ 三十九里三十五町 豐橋衛戍へ 五十四里三十四町

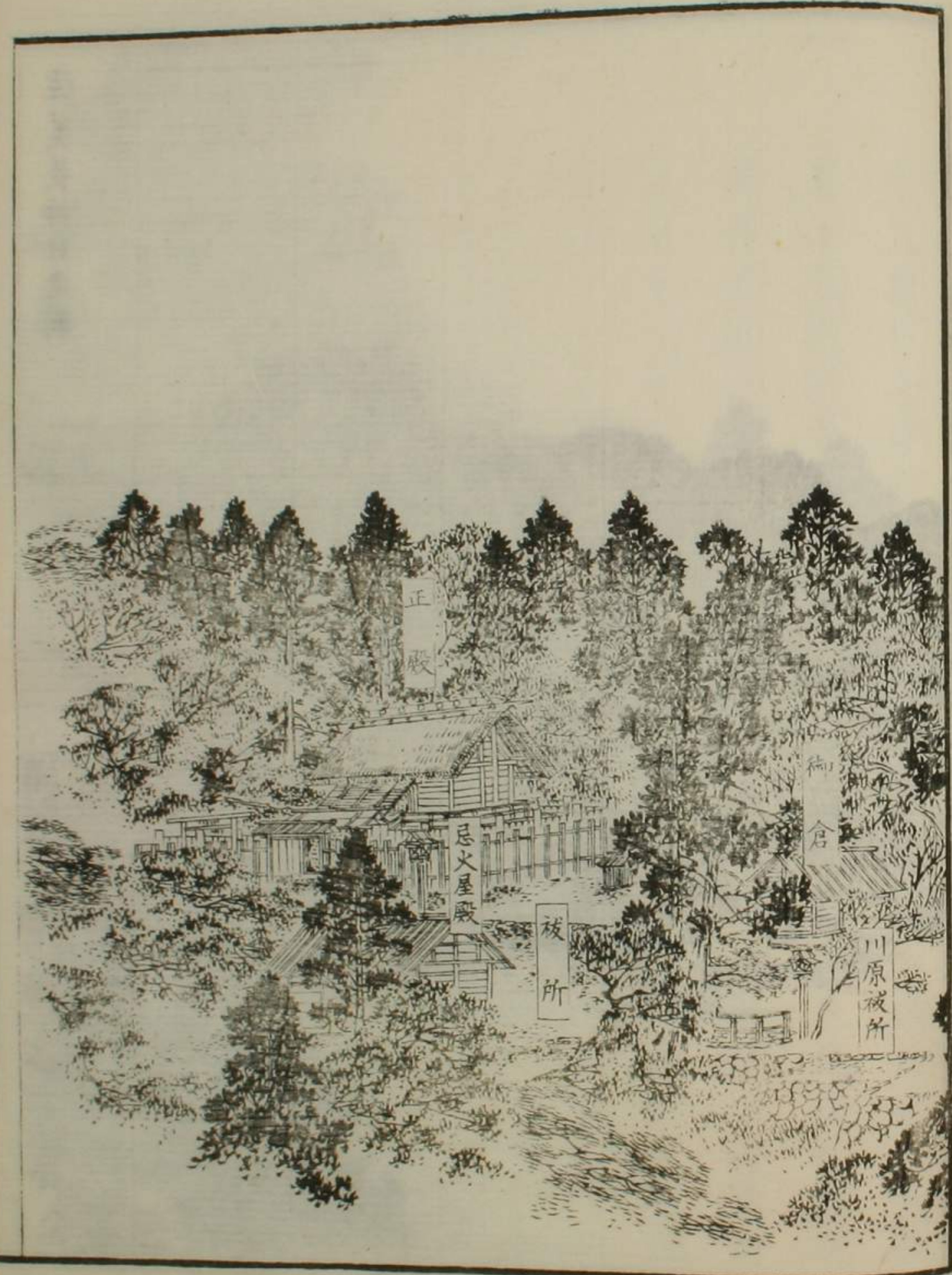
伊雜宮 同所に鎮り坐せり。皇大神宮の別宮也。

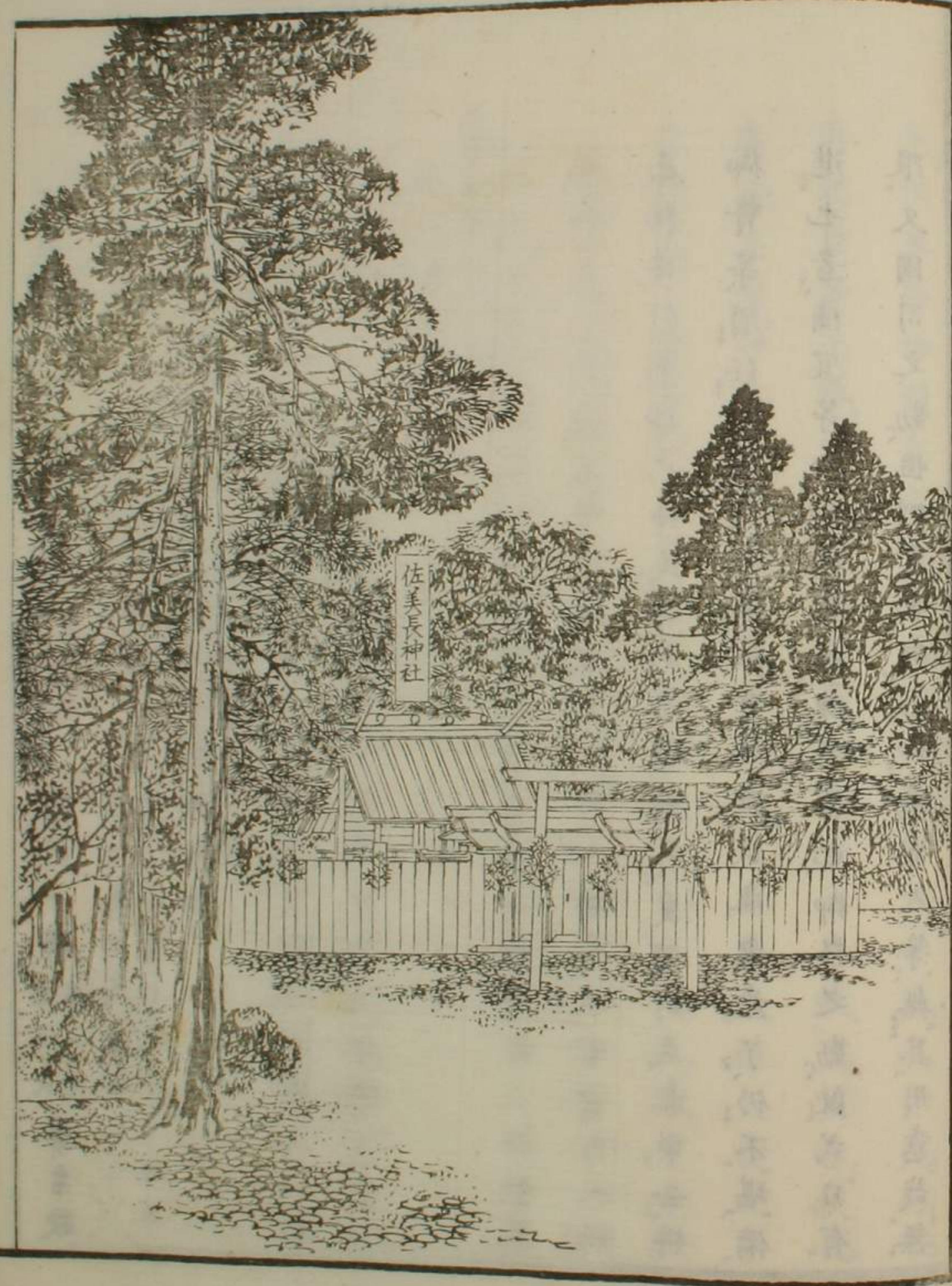
伊雜宮一院 在志摩國答志郡伊雜村。太神宮以南相去八十三里。

稱 天照太神 遥宮 御形鏡 坐

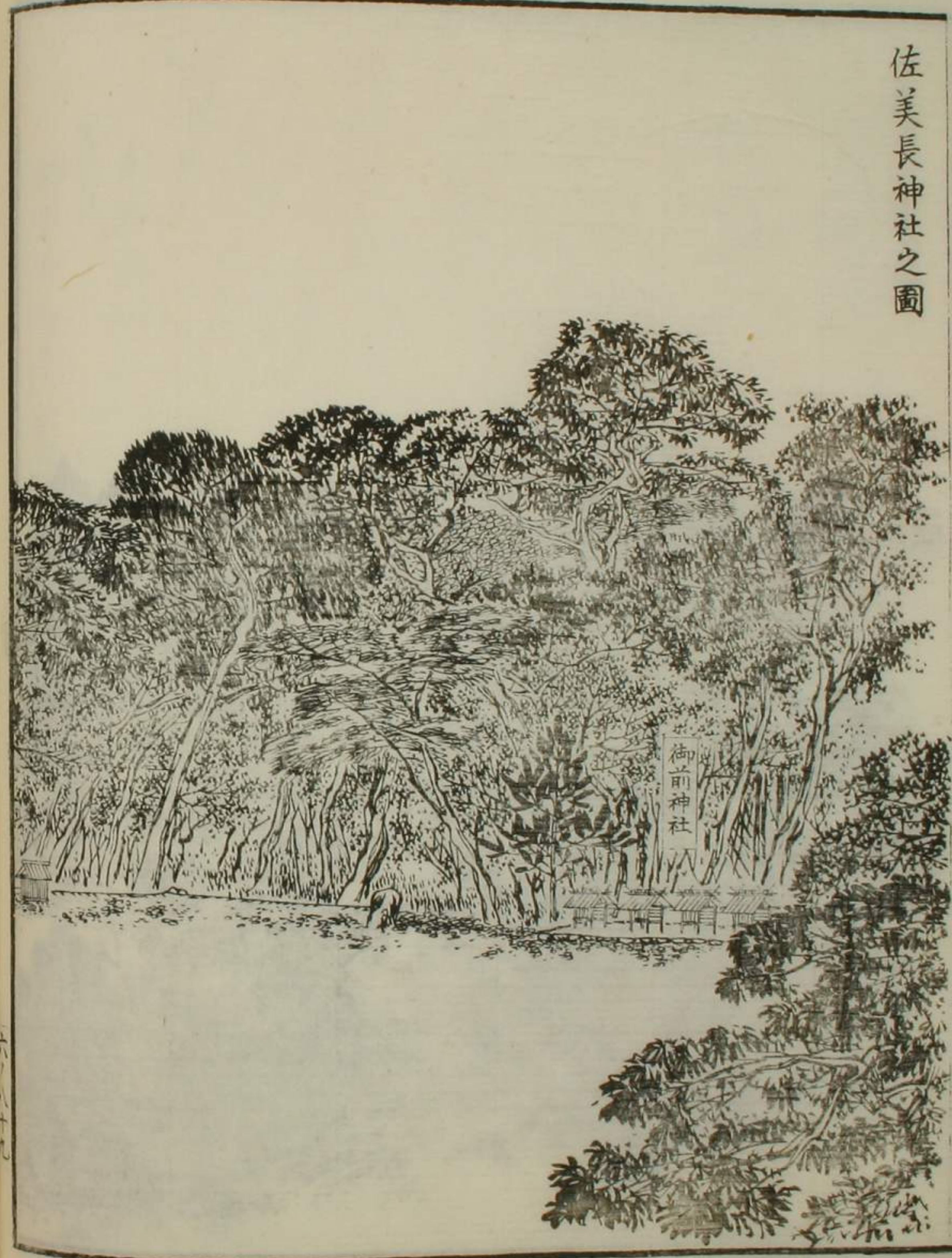
正殿一區 長一丈五尺、廣一丈二尺、高八尺、御床一具、瑞垣一重、長八尺、御門

伊雜宮宮中之圖





佐美長神社之圖



一間、長七尺、高九尺、玉垣一重、長十二尺、高九尺、御門一間、高九尺、幣帛殿一間、長二丈四尺、廣一丈六尺、高八尺、御倉一字、長一丈五尺、廣一丈一尺、高八尺、

延喜式 伊雜宮一座、太神宮、遙宮、在志摩國、去太神宮南八十三里、

志摩國答志郡伊雜村乃下津石根仁、大宮柱太敷、立且高天原、尔、千木高知、天皇御麻命乃稱辭定奉留、伊雜乃皇太

神乃廣前、尔、下

大神宮諸雜事記延喜五年條

九月、伊雜宮御祭料、志摩國例進幣帛、并御調種、御費等依例為令調備、太神宮、禰且大小、内人物忌、及當宮内人物忌、相共引率、神戶神民、進向志摩國府、爰國司氏胤申云、件御費等、須任例備進也、而以昨日、夜、氏胤妻產了、仍不堪備進也者、禰且等勸云、國掌所陳不當也、御祭之勤、既式日有限、又國司之勤、恒例更也、何、召仰廳官人等、無其用意哉、無

止供奉、祭物闕怠之咎、尤在國司者、即注子細、進於司、仍宮

司、定臣等上奏、公家、即以同年十月十三日、被下宣旨、狀云、

應令志摩守氏胤、被清調備也者、使中臣神祇權、大佑大中

臣、賴基、卜部、節行等、到着於離宮院、召取守氏胤、任宣旨、科

上、被、被、清、令、調、進、件、御、費、注云、幣帛一疋、于鯛五斤、荷前身取、鮑五斤、堅魚五斤、干鱒五斤、鹽

五斤、滑海藻五斤、海松五斤、和布五斤、雜鮓五斤、雜海藻五斤、膝付、庸布五反、膳部、信乃布

二反等也、即守氏胤、停止釐務之由、被下宣旨了、

宿衛屋 御倉 忌火屋殿 參集所 手水塲 共、同、域、内、在、り、

伊射波神社 伊雜宮のこゝにあり、國司より祭らる、時、延喜式、栗島坐、伊射波神社二座、並、大、

大楠 同宮の長二町許あり、數百年を經たる老樹あり、古來、神靈、椿、連理をなす志を、祭主大中臣朝臣、定長より奏上、あたる事あり、解文、左子掲ぐ、

祭主從五位下行神祇權少副大中臣朝臣定長解申進瑞
圖事

欲早被經次第上奏二所太神宮與末社生靈木連理
是呈為天下泰平之禎祥聖運長久之嘉徵之狀

副進 一通神木圖 二通連理圖 一通木連理禎瑞
之勘例

右謹檢舊典恭尋先蹤以扶桑名本朝以若木稱異域松
者夏后氏之所植柏者殷人之所用凡青巖上松亭高
山柏光色不相變根柢無凋落者悠久顯相也休徵示國况
喜禾稔莢之秀熟靈椿壽松之騰茂卒土成序人晉悅欣哉
民庶蒙祥風草木頌雨露皆無不被我皇澤矣
照皇大神之別宮伊雜宮者以玉柱屋姬命祭于此此命者

天牟羅雲命裔天日別命子也子葉孫枝合祭于内外宮之
別宮末社者良有故哉今去伊雜宮良方二町餘有神木老
樹深根其本圍三丈九尺其枝自南方低下而入地其本圍
一大二尺又出地而移北方之一樹其一樹本圍一大九尺
其本末南北共繁榮而枝葉森蔚如東衆木凡其枝偃卧者
如長橋南北舒暢而立地者三根其間相去七丈二尺左右
二根者如門柱中立一根者門泉其左右人馬共往還者如
出入于衡門見者無不感激之嗚呼神也奇也其地之悠久
堅固亦可知焉名之曰曲楠所謂神木也其神木傍頃年生
靈椿二株南北相對北方所生之一株高一丈八尺南方所
生之一株高一丈五尺其間相去三尺二寸兩所森然分根
北方之一樹自其本至一尺一寸許一枝生長而南方之一

株自其本至三尺許一枝出暢而交柯其木理如一樹其形如伸肘兩木並立而相跨如華表是亦連理樹也當年六月廿一日里俗始視之瑞圖今獻之氣化然乎抑神威如此乎可喜可尚焉牟羅雲命者陽神而其神木一樹分枝而又合玉柱屋姬命者陰神其神木二枝交柯而有別蓋賢木為德四時不凋霜雪無侵天香山之真賢木大神宮之八重神神道之所表神樂之所謠不變之貌顯外生之化無止矣又椿之為靈樹中之良木壽域之遠大鏡山之玉椿姑射之靈椿宋帝之所比取万木之靈南華之所託祝八十之壽嗚呼椿木者異邦之所重而本朝亦以椿名社者載神名式粲然賢木者吾神國之所尊從神代支起而五百箇真賢木上枝懸玉中枝懸鏡下枝懸青白和幣今尚用於太玉

串用於大麻被皆神之所依字作神水亦故實也今也賢木與靈椿二木生連理之枝其地二所大神宮之與遙宮末社陰陽合德良山坤土備兮神系相聯神德同發是吾神風將及四夷之瑞應其時其君德化致遠者不言而可知焉○中奏頃日里俗言官司大司精長自往于彼地而命畫工令圖之以告祭主定長相彼神奇遠見禎祥同根連理兩樹交柯奇哉其本末條朶共昌共榮若謂其祥瑞則皇基益盛寶祚彌長治隆於延喜天曆之御代道均于二帝三王往代者心矣仍注進言上如件謹解

承應三年八月廿八日

佐美長神社 伊雜宮の坤五町許に坐せり。伊雜宮の所攝あり。是延喜式ある神乎多乃御子神社あるべし。土俗大歲社とも高宮とも云へり。

元辨宮下伴勢太神宮

伴下當宮領志摩國國崎神宮承傳
浦住人靈志守房盜妨於所押取供祭祭
并勝載物等付同意筆致解謝令兒也
於該者守申守房在所事

右得祭主神祇大司大中呂張隆卿去七月廿四日開水
大神宮同日解海祓且等同日廿一日送交係得彼司
司等今日日解狀併謹檢案內相佐湊庄住人等借諸
神戶般一艘積埵木為文易瀆出之刺遇暴風於般

者守付麻生浦至千水手者暫歸向住所之間彼守房
具子息二人智一人盜取伴般并勝載薪畢又當神戶
人真光之般付量同浦之處同以盜取之所犯自也如海賊
押守房伐已神戶內山木押取供祭般盜取埵木後轉神
令事亦被乱行罪科之由度度經言上之處下宣旨遣
使難被旨具身守房遠有諭言對押詔使之後罪科
不輕過難祭洛不會沙汰竊迹下早先日之根藉未
被新罪之故於所成此犯也麻生浦者自當神戶祭
宮之要路也而守房之海上山中依創其路神戶神人
輒不得往及之間難備進二宮朝夕御饌新荷前御乾

并恒例供祭者也凡所行之自言語道新也罪科既
疊行何被拘守房誇自傷致狼藉不從官使之催
然者仰武家可被台進其身或望請二宮廳裁早經
次第上奏行罪科被札返供祭舡并勝載薪人
勤進色色神役矣者柳伴守房過行事度度奏聞
之處札斷不早之間重致狼藉之由有此慈前後所為
其神祿重然則早經上奏且札行所當罪科且札返
供祭舡等稔欲被致恒例神役者二所太神宮使等去
九月廿六日注文併當神三者泰皇太神宮御筆改昔為
國造貢進地自古至今神役嚴重未聞人間凡論謂其

墨者東限大海南限奈久佐濱西限大石瀨清石北限自
瀬上山谷岑草木分通海者鳥石一嶋北塲如本文書
塲也而近年守房不憚神威其巧無道札入至內之嶋
里嶋致自由狼藉并依切已未就彼所司等之訴被下
宣旨難台其身對得詔使更不各洛爰去四月仰社官察
家適台其身對決理非之由被宣下之後通對決迹
下猶施自由狼藉押取供祭舡二艘勝載物等早因茲
重言上之處下官使被台於記錄所了遂對決之由宣下
之間又以遊共早乍進奉不遂一渡兩度迹隱遠有勸堂憂
念神威罪科旁重然則於守房并子息二人者往度度

神宮解杖禁獄其身永被絶向後輩妨至予舟并騰載物等者付守房縁坐同意連署之筆致兼前之辭射早此返欲被叶神役者仍相削言上知伴者大納言藤原朝長忠良宣奉 勅國所禪之内永傳正守房等並局且於所輝取之舟并騰載物等付同意筆致辭謝令此返其物於依者令注申守房在所者官宣永和依宣行之

建仁三年十一月四日

大史不觀宿祢

權右中辨藤原朝長

皇太神宮儀式帳六月廿五日伊雜宮祭供奉行事條

亦佐美長神社一處御前四社此三節祭使附宛奉從太神

宮供奉調度合十種但御饌稻波伊雜宮乃稻廿束下宛奉

延喜式 粟島坐神乎多乃御子神社

康永伊雜宮遷宮記 佐美長神社祭物行事御膳稻廿束 從伊雜宮 水綿一斤

建久年中行事六月條 廿六日早旦大歲御前參神拜

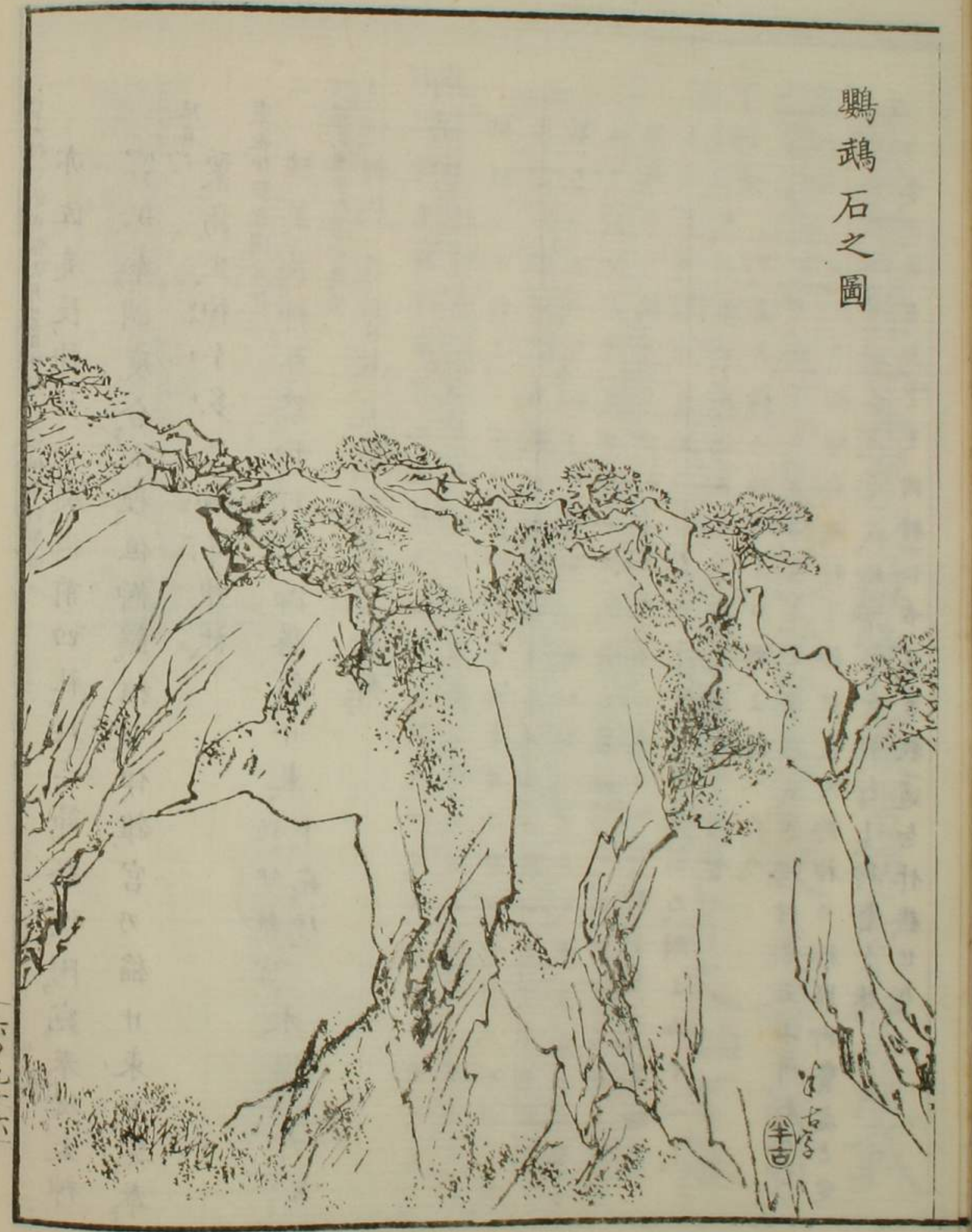
御供田 惠利原守宮地ニ在リ。毎年六月廿四日御田植の儀式あり。近村浦より參詣する者多く殆立錫の地あり。其の式御

供田の田頭より三丈餘れる青竹を建て修被を行ふ。修被の後參詣の船子ども數十人裸体にて泥田に馳せ集り青竹を争ひ取る。その状恰獅子の奮闘するが如し。了りて樂員素袍烏帽子にて鼓吹を奏す。早處女十人許皆農粧にて瓜折笠を戴き鼓吹に應じて秋草を挿む。また童子二人サハラをすりて舞踏を

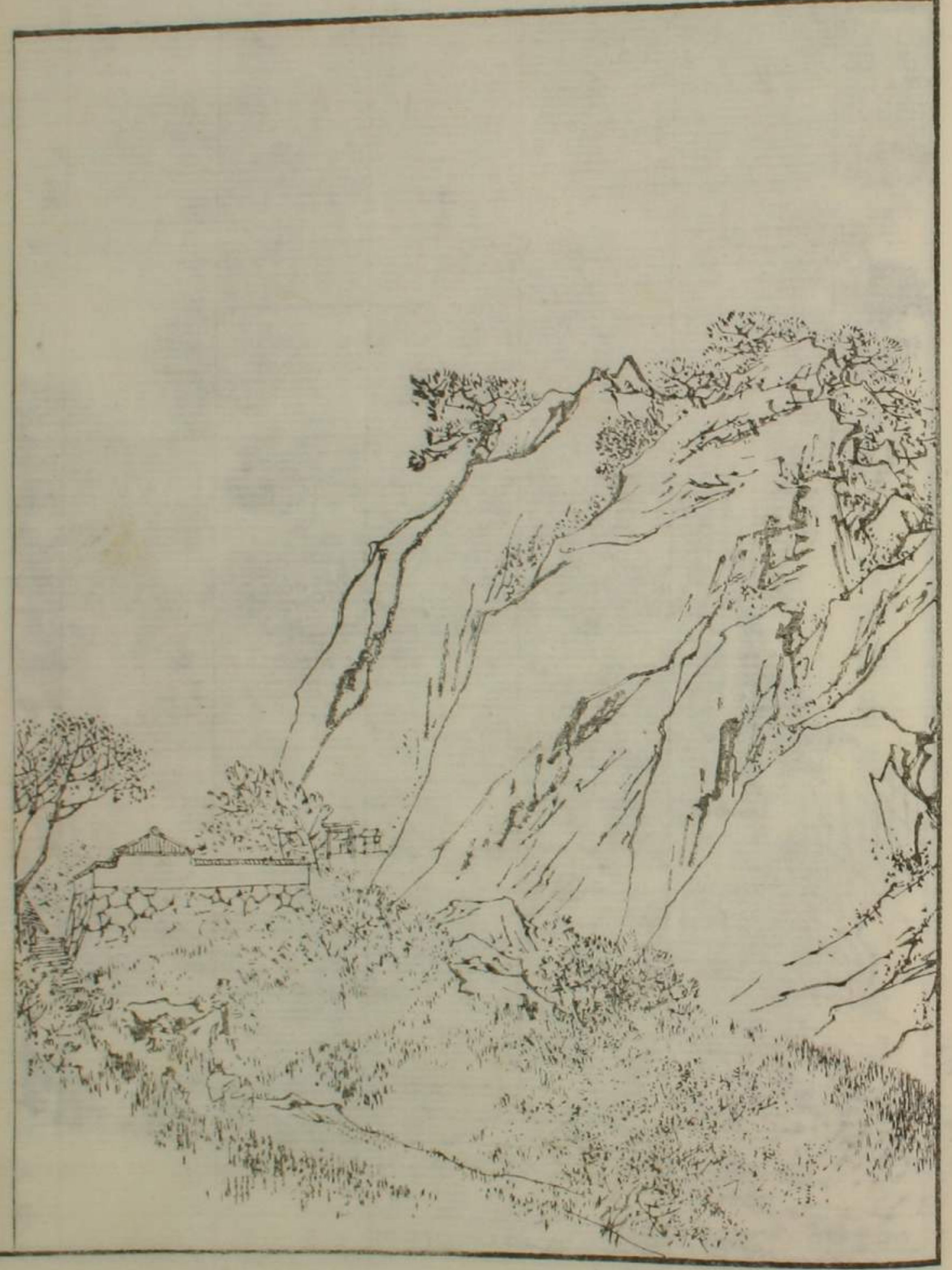
ふす。是田樂の遺風にて其の作業の古雅なる頗よみすべし。千田池 上之郷の北ニ在リ。土俗大歲神ニ附會

國崎神戸 此の地より東ニ當りて海瀕ニ國崎村と云ふ所あり。こめ給ひし舊蹟あり。今も御潜祭を執行し御費を採り奉る式ありとぞ。同村に古文書數通を什藏せり。

鸚鵡石之圖



半吉



水穴之圖



太神宮本記

倭比賣命御船乗給御膳御贄處定幸行島國崎島余朝

御饌夕御饌止詔而湯貴潛女等定給天還坐

下

鸚鵡石 上之郷より、惠利原を経て、家立の茶屋より至る道の右に在り。土俗、和合山と云ふ。高さ廿間、横七十間の巨岩なり。其の

物の響は應ずること、一之瀬谷の鸚鵡石に同じ。傍は、機織岩、絹懸松あり。其の由緒を知らず。

獅子岩 同所、道の左に在り。貌似たるを以ちて名づく。

龍石 鼎石 共に、道の左に在り。町許に在り。

家立茶屋 逢坂山の東麓にあり。傳へ云ふ。上古、猿田彦神の始めて、家を建てられし所ありと、

水穴 逢坂山の中央、道より二町許左の谷にあり。土俗、龍祭の窟と云ふ。奇石相圍みて、猛獸の口を開けるが如し。清流、其の内より奔出せり。燭を照して入れむ、九十間許、深布ありて、甚奇觀なりと云ふ。

風穴 同所、道の右三町許の谷にあり。水穴と同石質にて、口を北面に開く。洞中、數ヶ所あり。穴あり。或ハ狭く、或モ廣く、延長十町及べり。

猿田彦森 同所山巔に近き邊に、老杉、數十本叢立せり。其の内の一株は、玉垣を繞らし、鳥居、燈籠等を立てた。土俗、猿田彦

と云ふ。

同所山巔に近き邊に、老杉、數十本叢立せり。其の内の一

神を祀れりと云ふ。此の邊
此杉をいづれも、片枝あり。

逢坂峠 伊勢志摩兩國の界あり。これより、杉坂、笹原を
経て、宇治神苑地に至る。其の間、二里弱あり。

彦瀑 杉坂より四町許あり。高さ、一文、瀾さ、二間餘あり。瀧壺の傍、
奇岩突き出で、深潭澄碧、頗幽邃の地あり。早魃の時ハ、近村

の者雨を、此に祈るとを。又、此の瀑は、杣めり大蛇の書翰と云ふ
物を、孫福氏藏せり。緘封、甚嚴にして、敢て、人に示さずと云ふ。

一之瀬 宇治より、磯部に至る途上あり。近年まで、飛石を以て、川
を渡りし處、四十八ヶ所ありき。此の所、宇治よりの最初の

川かれむ、此の稱あり。今
も、総て、木橋を架せり。

建久年中行事六月伊雜宮参向條
朝飯以後、参於一瀬、行水、彼宮、物忌、狩衣、着、當所、参向、御被、

勤仕、

是れ神の伊勢志摩兩國の界あり。此の邊
此杉をいづれも、片枝あり。

逢坂峠 伊勢志摩兩國の界あり。これより、杉坂、笹原を
経て、宇治神苑地に至る。其の間、二里弱あり。

彦瀑 杉坂より四町許あり。高さ、一文、瀾さ、二間餘あり。瀧壺の傍、
奇岩突き出で、深潭澄碧、頗幽邃の地あり。早魃の時ハ、近村

の者雨を、此に祈るとを。又、此の瀑は、杣めり大蛇の書翰と云ふ
物を、孫福氏藏せり。緘封、甚嚴にして、敢て、人に示さずと云ふ。

一之瀬 宇治より、磯部に至る途上あり。近年まで、飛石を以て、川
を渡りし處、四十八ヶ所ありき。此の所、宇治よりの最初の

川かれむ、此の稱あり。今
も、総て、木橋を架せり。

建久年中行事六月伊雜宮参向條
朝飯以後、参於一瀬、行水、彼宮、物忌、狩衣、着、當所、参向、御被、

勤仕、

是れ神の伊勢志摩兩國の界あり。此の邊
此杉をいづれも、片枝あり。

何の事か惜しむ一糸一毫もなかりしに
もたらさるるありては其の事なきに
いふ事よしのたつた月と花の
物なりと解しあはれよ其の竹葉
ありては山川のまじりて
何れもたつた心もわく
何れもたつた心もわく
何れもたつた心もわく

神宮積字句正三位同部讓

跋



世之趨謁我

神宮者必傍探二見及朝熊之勝而其他則
不肖也蓋無地誌以為之指南也靈壤與
區苟無地誌以為之指南則湮没乎無聞
豈不甚惜乎神宮司鹿島君則文謂余
曰南勢之地山嶽秀靈河海雄壯阜絶近
邇蓋

天祖之鎮座于茲殆二千年神蹤靈跡所
在甚多子夙詳其所由蓋作誌以為趨謁
者之便因顧余家世奉仕

神宮昭著神踪翺掄靈蹟固其分也敢不
勉勵以從命乃與僚友諸氏日夜刻苦纂
輯起業於明治廿六年九月成功於翌年
五月初二日二百六十餘日全部分為六卷名
曰神都名勝誌編中所歷舉以

天祖巡幸之偉跡為主備自山川道里民俗
風謠與堂觀梵刹芝墳故墟及夫名公碩
儒畸人義女之事蹟參稽史籍考證典
故不敢憶斷多據先輩御巫氏說聊刪
補之其文專平易間挿以圖畫蓋欲令俚
俗易讀易解也此書一播於天下昔日靈
壤真迹之湮沒不聞者將藉一守將來
焉則南勢之奇觀好景何止二見朝熊

而已哉

神宮禰宜正七位東吉貞撰并書



[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '天', '風', '神', '宮', '禰', '宜', '正', '七', '位', '東', '吉', '貞']

編輯

神宮禰宜正七位東 吉貞

神宮主典 河崎 維吉

神宮宮掌 大久保 堅磐

神宮宮掌 河村 永五郎

神宮司廳出仕 御巫 清白

神宮司廳出仕 江村 喜一郎

神宮司廳出仕 大塚 純一

神宮司廳雇 辻村 梅太郎

校訂

明治二十八年十月二十日印刷
明治二十八年十月三十日發行

版權所有

編輯者

神宮司廳

發行兼
印刷者

吉川半七

東京市京橋區南傳
馬町壹丁目十二番地

彫刻者

木邨德太郎

發行所

合資
會社 吉川弘文館

東京市京橋區南傳
馬町壹丁目十二番地

